

兵庫県立三木山森林公園
資 料 集

令和8年7月
兵庫県 農林水産部

資料集一覧

1 年度毎の基準価格	1
2 兵庫県立三木山森林公園概要	2
(1) 設置の目的	2
(2) 沿革	2
(3) 年度別施設利用実績及び入園者数	3
(4) 施設一覧	4
(5) 管理運営	5
(6) 現行の職員配置状況(令和8年4月1日現在)	5
(7) 管理経費	6
(8) 利用料金(令和8年度時点)	7
(9) 貸与備品一覧(令和8年4月1日時点)	8
3 関連条例及び規則	11
4 八幡谷池管理協定書	24
5 資料:管理水準書Ⅰ－1－(3)主な植栽木	28
資料:管理水準書Ⅰ－1－(4)芝生面積	28
資料:管理水準書Ⅰ－1－(5)花壇面積	28
6 資料:管理水準書Ⅰ－2－(1)日常点検	29
資料:管理水準書Ⅰ－2－(2)対象設備一覧	30
7 資料:管理水準書Ⅰ－2－(4)令和7年度目的外使用許可	35
8 資料:管理水準書Ⅱ－1－(6)住民参画の取組	36
9 森林づくり施業計画書	37
10 添付図面(施設位置図・平面図)	63
11 令和7年度三木山森林公園来園者アンケート集計表・用紙	68
12 令和6年度三木山森林公園外部評価シート	74

1 年度毎の基準価格

指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案してください。（消費税及び地方消費税を含む）

上限を超える提案は、資格審査で失格となりますので、十分注意してください。

年度	基準額（千円）	備考
令和9年度	112,546	消費税及び地方消費税含む
令和10年度	112,546	〃
令和11年度	112,546	〃
令和12年度	112,546	〃
令和13年度	112,546	〃

※現在、県では行政改革に取り組んでおり、各年度の当初予算協議の結果によっては、指定管理料は変動する可能性があります。

2 兵庫県立三木山森林公園の概要

(1) 設置の目的

「人と森林の共生」をテーマに多様な森林を育成するとともに、豊かな緑の中で、多くの県民の方々が、文化活動及びレクリエーション活動を行うことにより、「森とのふれあい」を深めるため設置された。

今後は、年間60万人余りの集客のある森林公園として、開園以来培ったノウハウを継承し、森林公園の施設や特徴を生かした森林環境学習、生物多様性保全などの環境分野の要素を含め、より質の高いサービスを提供すること、県民の参画やボランティア組織との連携を強化していく必要がある。

(2) 沿革

昭和59年度	用地取得
昭和60年度	基本計画の策定、決定
平成3年度	一部供用開始
平成4年度	「兵庫県三木山森林公園設置及び管理に関する条例」制定 (平成5年3月29日)
平成5年度	管理運営を社団法人兵庫県造林緑化公社 (公益社団法人兵庫みどり公社)へ委託 本格開園(平成5年5月23日)
平成18年度	指定管理者制度の導入により、社団法人兵庫みどり公社を指定
平成20年度	指定管理者を公募により選定し、社団法人兵庫みどり公社を指定 (指定期間:平成21年度～平成23年度)
平成23年度	指定管理者を公募により選定し、社団法人兵庫みどり公社 (平成25年度から公益社団法人)を指定 (指定期間:平成24年度～平成28年度)
平成28年度	指定管理者を公募により選定し、公益社団法人兵庫みどり公社 (令和3年度から公益社団法人ひょうご農林機構)を指定 (指定期間:平成29年度～令和3年度)
令和4年度	指定管理者を公募により選定し、公益社団法人ひょうご農林機構を指定 (指定期間:令和4年度～令和8年度)

(3) 年度別施設利用実績及び入園者数

年度	入園者数	音楽ホール	多目的 ホール	展示室	研修室	会議室	茶 室	森のクラフト館		森の小劇場	施設利用計	附属設備	合 計 (施設+附 属設備)
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	専用利用 件数	共同利用 件数				
5	100,365	40	44		7	28	0	0	0	1	120	215	335
6	227,170	86	75		27	58	29	0	0	5	280	584	864
7	273,180	77	45		31	64	45	10	443	3	718	533	1,251
8	349,280	126	59		42	41	44	27	876	2	1,217	820	2,037
9	378,860	118	63		13	60	47	21	1,041	2	1,365	824	2,189
10	404,590	134	75		27	109	46	30	1,117	7	1,545	878	2,423
11	459,540	130	58		25	149	45	24	1,142	6	1,579	828	2,407
12	474,100	138	75		21	128	33	31	1,121	4	1,551	946	2,497
13	543,740	132	86		18	115	31	26	1,294	2	1,704	978	2,682
14	550,462	148	109		24	151	25	21	1,282	2	1,762	965	2,727
15	548,080	138	70		20	103	24	20	1,302	1	1,678	852	2,530
16	561,999	170	119		38	202	43	32	1,454	6	2,064	153	2,217
17	581,751	194	101		48	201	46	15	1,600	3	2,208	158	2,366
18	590,883	172	120		51	241	53	35	1,512	3	2,187	133	2,320
19	595,283	189	107		63	272	41	18	1,544	6	2,240	190	2,430
20	588,642	188	113		50	279	48	26	1,563	4	2,271	193	2,464
21	579,156	184	99		69	262	49	19	1,799	5	2,486	181	2,667
22	584,852	204	98	25	79	286	43	36	2,177	7	2,955	180	3,135
23	570,553	212	93	140	86	234	40	69	2,493	8	3,375	172	3,547
24	604,433	200	91	88	100	243	31	57	2,722	4	3,536	163	3,699
25	606,423	234	99	101	95	252	37	61	2,836	4	3,719	168	3,887
26	604,387	222	107	79	93	268	32	188	2,657	5	3,651	154	3,805
27	617,547	234	100	60	105	267	32	290	2,716	8	3,812	169	3,981
28	607,732	222	82	55	92	291	25	285	2,873	4	3,929	138	4,067
29	598,599	214	76	58	76	270	25	249	3,231	2	4,201	142	4,343
30	565,491	214	94	103	72	239	20	243	3,244	3	4,232	158	4,390
R1	572,703	176	72	78	46	204	15	232	3,260	2	4,085	132	4,217
R2	513,412	108	21	104	25	130	7	202	2,938	3	3,538	93	3,631
R3	577,361	197	54	126	29	152	16	229	2,873	4	3,680	144	3,824
R4	568,002	191	44	134	35	206	26	241	2,826	2	3,705	159	3,864
R5	553,378	178	55	139	56	199	18	231	2,403	2	3,281	166	3,447
R6	524,091	176	51	120	47	217	30	224	2,116	0	2,981	139	3,120
R7	488,833	161	40	99	43	212	25	224	2,040	1	2,845	130	2,975
合計	16,964,878	5,507	2,595	1,509	1,653	6,133	1,071	3,416	62,495	121	84,500	11,838	96,338

(4) 施設一覧

ア 利活用ゾーン

施 設	施設の概要	建築年	延面積等
森の文化館	管理事務所、音楽ホール（定員280名）、多目的ホール（定員60名）、会議室A（定員25名）、プレイルーム、展示室「森の風美術館」、常設展示室、レストラン	平成5年	2,923.90㎡
森の研修館	研修室（定員80名）、会議室B（定員35名）、図書室、緑の相談室、リーダー・コンパニオン室、トイレ（木造）	平成3年	747.94㎡
森のクラフト館	工作室A（定員40名）、工作室B（定員20名）、トイレ、展示室、機械室	平成7年	463.41㎡
茶室・休憩所	六畳、八畳、四畳半小間、水屋、野点庭、腰掛待合、立礼土間、中庭、休憩所、トイレ（木造）	平成6年	243.45㎡
森の小劇場	野外ステージ（定員200名）、トイレ棟（鉄筋コンクリート造）	平成4年	約1,000㎡
森のバーベキュー広場	8サイト（10～12人／サイト）、炊事棟兼詰所・倉庫、洗い場棟、トイレ棟（木造）	平成9年	約3,900㎡
展望休憩舎	ツツジ尾根をとおりハイキングコースの中程にある3階建ての展望施設（鉄筋コンクリート造）	平成6年	67.05㎡
屋外トイレ他	トイレ3棟（木造、鉄筋コンクリート造） 他東屋2棟等	平成5年 ～8年	74.06㎡
広 場	エントランス広場、大芝生広場、イベント広場、ウッディ広場、ピクニック広場	平成5年	37,093㎡
駐車場	第1駐車場（普 179台） 第2駐車場（普 150台） 第3駐車場（普 57台） 大型バス（3台）		389台収容

イ 広場

施 設	施設の概要	面積等
エントランス広場	公園の玄関として、季節ごとに花を楽しめる花壇や花・紅葉を楽しめる樹木、カスケードなどを配置	10,717㎡
大芝生広場	園内で最大面積の芝生広場。広場内に上池と下池、2つの池をつなぐ流れ、林縁部にはポケット広場などがあり、水辺から森まで憩いの場として楽しめる広場	17,630㎡
イベント広場	園内で一番高い位置にある広場。広場沿いには、サツキ、モミジバフウなどが植えられ、季節を感じながら各種イベント等に使える広場	4,665㎡
ウッディ広場	木をテーマにした各種木工が楽しめるクラフト館を中心にアスレチックコーナーには木製遊具を多数配置	1,291㎡
ピクニック広場	ピクニックに最適な芝生広場。アカマツ林に囲まれ、広場近くに、大芝生広場を望めるあずまやを配置	2,790㎡

ウ 森林

施 設	施設の概要	面積等
遊歩道	三木山森林公園の森の散策や観察したりするハイキングコース	14Km
もみじ谷	イロハモミジが列植され、秋の紅葉を楽しんでもらう目的で整備されている谷	約6ha
ボランティアの森	ひょうご森の倶楽部の活動場所として提供（公園正門東に隣接する非供用区域）	約10ha

エ その他

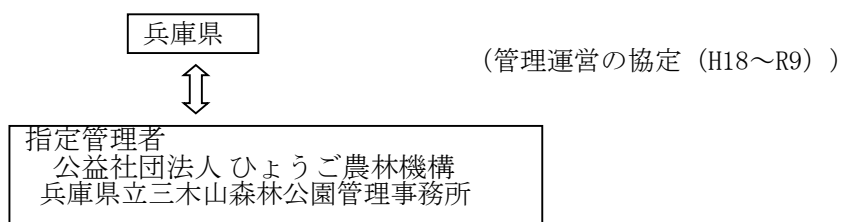
施 設	施設の概要	面積等
車庫・倉庫	維持管理のための道具等を格納	105.00㎡
森の三角橋	大芝生広場と森をつなぐ木造の橋	12m
上池橋	エントランス広場と大芝生広場の間の上池にかかる木造の浮き橋	19m

(5) 管理運営

「兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例」に基づき、平成5年5月開園当初から公益社団法人兵庫みどり公社が、管理運営を受託してきた。

平成18年度からは、同公社が、指定管理者として管理運営を行っている。

(令和3年度より公益財団法人ひょうご農林機構)



(6) 現行の職員配置状況(令和8年4月1日現在)

区 分	担当業務内容	職員配置
所長	統括責任者	1人(嘱託1)
課長	管理運営責任者	1人(職員1)
管理担当	経理・庶務	1人(嘱託1)
管理運営担当	施設管理(文化館・研修館・クラフト館・茶室)	6人(嘱託6)
企画運営担当	森林づくり 生物多様性に係る企画指導	2人(嘱託2)
	イベント企画	1人(職員1)
森林づくり・樹木管理担当、園内管理 現場担当		1人(職員1)
環境学習担当	環境学習・生物多様性の取組、緑化相談、 園内巡視	1人(嘱託1)
計		14人

(7) 管理経費

ア 収入

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
指 定 管 理 料	124,144 千円	108,241 千円	128,798 千円	122,025 千円	
利 用 料 金 収 入	4,773 千円	4,655 千円	4,483 千円	4,331 千円	
そ の 他 収 入	9,524 千円	8,956 千円	8,718 千円	8,148 千円	
補助金等収入	1,636 千円	757 千円	687 千円	559 千円	
雑収入	975 千円	54 千円	245 千円	50 千円	
計	141,052 千円	122,663 千円	142,931 千円	135,113 千円	

※消費税及び地方消費税含む

イ 実績

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
人 件 費	62,474 千円	65,032 千円	70,488 千円	64,965 千円	給料、賞金、法定福利費 等
事 業 費	26,456 千円	23,700 千円	26,513 千円	24,190 千円	設備管理費、警備保安費、環境衛生管理費、森づくり事業費、周辺植栽管理費等
間 接 費	35,234 千円	30,911 千円	38,425 千円	36,554 千円	事務所経費、光熱水費、消耗品費、修繕費、消費税納付額 等
(特殊事情) そ の 他 経 費	16,830 千円	5,793 千円	7,491 千円	9,401 千円	
計	140,994 千円	125,436 千円	142,917 千円	135,110 千円	

※消費税及び地方消費税含む

ウ 実績額のうち主なもの

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
光 熱 水 費	17,177 千円	17,785 千円	18,174 千円	18,547 千円	
通 信 費	720 千円	885 千円	843 千円	850 千円	
小規模修繕費	653 千円	1,646 千円	3,798 千円	2,658 千円	
委 託 修 繕 費	5,174 千円	5,793 千円	7,491 千円	9,401 千円	

※消費税及び地方消費税含む

エ 有料施設利用状況

施設名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備 考
音楽ホール	利用件数	191 件	178 件	176 件	161 件	
	利用料金額	2,203 千円	2,001 千円	1,932 千円	1,830 千円	
多目的ホール	利用件数	44 件	55 件	51 件	40 件	
	利用料金額	185 千円	244 千円	215 千円	215 千円	
展示室	利用件数	134 件	139 件	120 件	99 件	
	利用料金額	280 千円	371 千円	250 千円	227 千円	
研修室	利用件数	35 件	56 件	47 件	43 件	
	利用料金額	90 千円	200 千円	157 千円	164 千円	
会議室 (A・B)	利用件数	206 件	199 件	217 件	212 件	会議室A(森の文化館) 会議室B(森の研修館)
	利用料金額	330 千円	331 千円	350 千円	340 千円	
茶室	利用件数	26 件	18 件	30 件	25 件	
	利用料金額	108 千円	71 千円	128 千円	116 千円	
工作室 (専用利用)	利用件数	241 件	231 件	224 件	224 件	
	利用料金額	325 千円	308 千円	306 千円	306 千円	
工作室 (共同利用)	利用件数	2,826 件	2,403 件	2,116 件	2,040 件	
	利用料金額	278 千円	226 千円	202 千円	190 千円	
森の小劇場	利用件数	2 件	2 件	0 件	1 件	
	利用料金額	5 千円	5 千円	0 千円	3 千円	
ピアノ等	利用件数	159 件	166 件	139 件	130 件	
	利用料金額	969 千円	898 千円	943 千円	940 千円	
合計	利用件数	3,864 件	3,447 件	3,120 件	2,975 件	
	利用料金額	4,773 千円	4,655 千円	4,483 千円	4,331 千円	

※消費税及び地方消費税含む

(8)利用料(令和8年度現在)

※基準額については兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例(第4条、第7条)

利用料金

施設等利用料金表

令和7年4月1日改正
兵庫県立三木山森林公園管理事務所

● 施設利用料

利用時間には準備・後片付けの時間を含みます。

施設				9時～12時	13時～17時	9時～17時	13時～21時	18時～21時	9時～21時
森の文化館	音楽ホール	定員280名	土日祝日	6,300 円	8,300 円	14,500 円	17,700 円	9,500 円	24,000 円
			平 日	5,100 円	6,800 円	11,700 円	14,200 円	7,600 円	19,300 円
	多目的ホール	定員60名		2,000 円	2,500 円	4,500 円	5,400 円	2,900 円	7,400 円
森の研修館	会議室 A	定員25名		950 円	1,300 円	2,300 円	2,800 円	1,400 円	3,700 円
	研修室	定員80名		2,300 円	3,100 円	5,400 円	6,600 円	3,500 円	8,900 円
	会議室 B	定員35名		950 円	1,300 円	2,300 円	2,800 円	1,400 円	3,700 円
茶 室				2,300 円	3,100 円	5,400 円	6,600 円	3,500 円	8,900 円
森 の 小 劇 場				2,800 円					

施設				9時30分～12時	13時～16時	9時30分～16時
森のクラフト館 工作室	貸切利用	A	定員48名	2,300 円	3,200 円	5,500 円
		B	定員24名	650 円	850 円	1,500 円
	個人利用			大 人 150 円 中学生以下・満70歳以上 50 円		

施設		9時～17時
森の文化館	展示室「森の風美術館」	6,400 円

施設		10時～15時30分
森のバーベキュー広場		無料 (ただし要予約)

● 附属設備利用料

附属設備		利用料	
楽 器	グランドピアノ(ヤマハCFⅢ)	1台	8,300 円
	双眼鏡	1台	550 円
	望遠鏡・三脚	1式	850 円
	コインロッカー	1回	100 円

● 無料附属設備

舞台設備	指揮台・指揮踏面台 演奏者用踏面台 舞台・花台	映写設備	プロジェクター ビデオ再生装置 スクリーン
音響設備	ダイナミックマイク ワイヤレスマイク ステージスピーカー はね廻りスピーカー プロセニアムスピーカー	照明装置	シーリングスポット(12台) サスペンションスポットライト(18台) クセノンピンスポットライト(1台)
		茶 道 具	
		美術館設備	別途お問い合わせください。

● 利用料の取り扱い

- 利用料は申込から7日以内にお支払いください。
- 森の風美術館の利用料については、申込から7日以内に10,000円を予約金としてお支払いいただき、利用日の初日の2か月前までに残額をお支払いください。
- ご入金の確認が取れなかった場合には、無効となり利用ができなくなりますのでご注意ください。
- 下記の場合は利用料が変わります。

区 分	利用料に対する割合	備 考
入場料その他これに類するものを徴収する場合	上記の 150%	附属設備についても適用
商品の販売、宣伝などの営業行為を伴う場合	上記の 200%	
音楽ホールを音楽・演劇・舞踏の練習のために利用する場合 ※1	1回のみ上記の 70%	附属設備については適用外
音楽ホールを音楽・演劇・舞踏の準備のために利用する場合 ※1	1回のみ上記の 30%	
利用者の主たる構成員が障害者である団体が利用する場合 ※2	上記の 25%	
障害者が個人で利用する場合(介護者は1名のみ無料) ※2	上記の 50%	

※1 音楽ホールを本番利用される場合に限り、算出した額の50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は50円とする。
※2 利用料の額が1,000円以上の場合で100円未満の端数が生じたときは切り捨て、二重免除なし。(免除率が最も高い免除のみ)

・ 下記の場合は利用料金をお返しします。返還を受けるには期限までに必要書類の提出等の手続きが必要になります。

申込施設	利用料還付手続き受付期限	返 還 額
音 楽 ホール	利用予定日の1箇月前の同日まで	全額
	利用予定日の20日前まで	利用料の50% (端数処理なし)
森の風美術館	利用予定日の初日の1箇月前の同日まで	全額
森のクラフト館 個人利用(糸織利用)	利用予定日の2日前まで	全額
上記以外の施設	利用予定日の7日前まで	全額

・ 料金等の詳細についてはお問い合わせください。

(9) 貸与備品一覧 (R8.4.1時点)

区 分	品 目	形質・型式	数量	導入年度	備 考	購入年月日
森の文化館	黒板 (ボードファクス)	プラス 44-076	1	平成3年度	会議室A	H3.10.31
森の文化館	ビデオデッキ	シャープ VC-BS400	1	平成4年度		H4.11.18
森の文化館	コーナーソファ (ホワイエ用)	オカムラ 8355BG(F583)	6	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	演壇	コクヨ WA-C1RN	1	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	サイドカーテン (レースカーテン)		1	平成26年度		H27.3.26
森の文化館	ロールスクリーン	タチカワ 大型タイプ パラード	1	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	電動ブラインド	立川ブラインド ルミスター80	1	平成4年度		H5.1.28
森の文化館	日本画「碧い入江」		1	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	日本画「椿の樹」		1	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	額縁		2	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	事務机	オカムラ D101ZZ	1	平成4年度		H5.3.31
森の文化館	グランドピアノ	ヤマハ CFIII	1	平成5年度		H5.4.30
森の文化館	グランドピアノ用自在イス	ビニールレザー張り	1	平成5年度		H5.4.30
森の文化館	グランドピアノ用運搬車	ヤマハグランドピアノ用	1	平成5年度		H5.4.30
森の文化館	展示備品一式 (パネルセッ一式)	パネル30枚	1	平成5年度		H5.3.31
森の文化館	ピアノ自在イス	ビニールレザー張り	1	平成6年度		H7.3.30
森の文化館	屋外用時計	SEIKO QFC-783	1	平成6年度		H7.3.30
森の文化館	冷蔵庫	三菱 MR-Y40X	1	平成12年度		H12
森の文化館	空気清浄機	ダニエル・ジャパン FC-20S II	1	平成14年度		H15.3.31
森の文化館	デジタルカメラ	キャノン EOS10D	1	平成14年度		H15.3.31
森の文化館	業務用MD設備	TASCAM MD-CD-1B-MKIII	1	令和元年度		R元
森の文化館	日本画「水芭蕉の頃」	野村はるみ作 60号	1	平成17年度		H17.4.1
森の文化館	野鳥カメラ (展示室)	エルモ PTC-400C	1	令和元年度		R元
森の文化館	演台 (音楽ホール)	コクヨ WA-121NN	1	平成18年度		H19.3.19
森の文化館	ベビーシート (授乳室)	コンビ NS02+NS04RB	1	平成18年度		H19.3.31
森の文化館	ベンチ (授乳室)	コンビ NB02B	1	平成18年度		H19.3.31
森の文化館	ダストボックス (授乳室)		1	平成18年度		H19.3.31
森の文化館	電動自転車	ヤマハ パス ナチュラル	1	平成23年度		H23.3.25
森の文化館	洋画「風の中」	小林欣子作 100号	1	平成23年度	受贈・美術品 文化館1階	H23.8.25
森の文化館	洋画「Jupiter-慶びをもたらすもの」	小林欣子作	1	令和3年度	受贈・美術品 文化館1階	R3.7.1
森の文化館	長椅子 イス	プラス 03-288	1	平成2年度		H3.2.29
森の文化館	液晶テレビ	シャープ46型 LC-46DZ3-S	1	平成22年度		H22.11.16
森の文化館	演台	ライオン (オカムラ4311BZ)	1	平成3年度		H3.10.31
森の文化館	黒板 (ボードファクス)	プラス BF-010 44	1	平成2年度		H3.3.30
森の文化館	金庫		1	令和6年度	管理協定書第22条第1項に基づく委託備品 (～R9.3.31)	R7.3.11
森の研修館	両袖机	オカムラ D101ZZ	1	平成3年度		H4.2.25
森の研修館	打合せテーブル	オカムラ 8192FC	1	平成3年度		H3.10.31
森の研修館	打合せテーブル	オカムラ 8192FC	1	平成3年度		H3.10.31
森の研修館	アームチェア	コクヨ CE-45KSN	2	平成3年度	応接セット 応接室	H4.2.28
森の研修館	ソファ	コクヨ CE-43KSN	1	平成3年度	応接セット 応接室	H4.2.28
森の研修館	アームレスチェア	コクヨ CE-40KSN	1	平成3年度	応接セット 応接室	H4.2.28
森の研修館	スツール	コクヨ CE-41KSN	1	平成3年度	応接セット 応接室	H4.2.28
森の研修館	テーブル	コクヨ MG-17TT	1	平成3年度	応接セット 応接室	H4.2.28
森の研修館	電話交換機	日立 MX01	1	令和4年度		R4.9.14
森の研修館	百葉箱	マイゾックス 75型	1	平成4年度		H5.3
森の研修館	自記雨量計	大日計器製作所 34-HT	1	平成4年度		H5.3
森の研修館	自記温湿度計	佐藤計量器製作所 シグマ II 型	1	平成4年度		H5.3
森の研修館	プラズマテレビ	パナソニック TH37PA20	1	平成15年度	受贈	H15.12.26
森の研修館	単傾斜型書架	イトーキ LSW-1843S0	2	平成15年度		H16.3.29
森の研修館	応接セットイス	オカムラ 8391FR-F	6	平成4年度	応接セット	H5.3.31
森の研修館	センターテーブル	オカムラ 8371TA-X	1	平成4年度	応接セット	H5.3.31

森の研修館	応接イス	オカムラ 8149DA	4	平成4年度	応接セット	H5.3.31
森の研修館	センターテーブル	オカムラ 8147DT-W116	1	平成4年度	応接セット	H5.3.31
森のクラフト館	自動一面かんな盤	㈱鈴三鉄工所 GN-35	1	平成6年度		H7.3.31
森のクラフト館	手押しかんな盤	TAKAGI FM-12	1	平成6年度		H7.3.31
森のクラフト館	丸鋸昇降盤	横井工業㈱ AB-D-16	1	平成6年度		H6
森のクラフト館	集塵機	ムラコシ MY200型	1	平成15年度		H7.3.31
森のクラフト館	糸鋸盤(スタンドタイプ)	旭工業 スクローラ800	2	平成6年度		H7.3
森のクラフト館	金工工作台	㈱トップマン 5265-011	8	平成6年度		H6
森のクラフト館	小物収納ラック		4	平成6年度		H7.3
森のクラフト館	ディスプレイキャビネット		1	平成6年度		H7.3
森のクラフト館	精密角度定規(丸鋸用)	US1200型	1	平成16年度		H17.3.31
森のクラフト館	丸鋸盤 横切り	桑原製作所 KS-T1300E	1	平成11年度		
森のクラフト館	角のみ盤	常磐工業 MH-30A	1	平成11年度		
森のクラフト館	バンドソー	日立工機 CB-75FA	1	平成7年度		H8.3.29
茶室	置水屋	カリモク GW3073HN	1	平成5年度		H6.3.22
茶室	風炉釜	宝積正一作	2	平成5年度		H6.3
茶室	炉縁	輪島真塗	2	平成5年度		H6.3
茶室	朝鮮風炉	正直造釜・宗辰作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	唐銅面取風炉	一ノ瀬宗辰作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	紫交趾竹ノ絵水指	中村翠嵐作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	萩焼茶碗	田原陶兵衛造	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	茶碗(黒染)	杉本貞光造	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	黒釉金銀笹茶碗	道八造	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	唐津焼茶碗	井上東也造	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	高菊桐蔭絵大棗	吉田華正作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	紋唐松蔭絵平棗	吉田華正作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	高取肩衝茶入	亀井楽山作	1	平成6年度		H7.1.31
茶室	立礼棚	(末広棚)	1	平成6年度		H7.3
茶室	棚(三友棚)	表完作	1	平成6年度		H7.3
茶室	立礼棚(御園棚)		1	平成27年度		H28.3.3
森の小劇場	スピーカー		2	平成2年度		H3.3.29
車庫倉庫	乗用芝刈り機	クボタ ゼロ旋回モア CZD-15	1	平成15年度		H16.2.24
車庫倉庫	乗用芝刈り機	アテックス刈場王 R955	1	平成26年度		H27.3.24
車庫倉庫	エンジン式ローブウインチ一式	キャブスローブウインチ NS1200 1式	1	令和3年度		R4.3.24
屋外	注意看板	「ゴミ・ペットのフン処理等」	2	平成14年度		H14.6.25
屋外	注意看板	「噴水へ上らない」	1	平成14年度		H14.7.16
屋外	野鳥写真看板		1	平成14年度		H15.1.17
屋外	進入路案内板	「開園・休園」	1	平成15年度		H16.3.30
屋外	案内看板	2000×1800	1	平成23年度		H23.11.8
屋外	炭化装置一式		1	令和2年度		R2.8.3
屋外	案内板(生物多様性)		1	平成26年度		H27.3.31
車両系	建設機械(バックホー)	クボタミニバックホー U-20-3α	1	令和6年度	管理協定書第22条第1項に基づく委託備品(～R9.3.31)	R7.3.27
車両系	建設機械(バックホー)用グラブプル	㈱松本製作所 スーパーフォーク疾風 HT-20	1	令和7年度		R7.12.20
車両系	小型貨物自動車	プロボックス神戸 400㍓2190	1	令和元年度	リース車両	R7.3
車両系	小型貨物自動車	トヨタ ダイナ2T ローダンプ XZU675D-TWMMY-S	1	令和6年度	リース車両	R6.11.1
車両系	軽四輪貨物車	トヨタ ビクシス 軽トラック 3DB-S510U 神戸 480㍓5288	1	令和5年度	リース車両(R5更新)	R5.12
車両系	軽四輪貨物車	スズキ エブリイ 軽バン 5BD-DA17V 神戸 480㍓5307	1	令和5年度	リース車両(R5更新)	R5.12

車両系	軽四輪貨物車	スズキ エブリィ 軽バン 5BD-DA17V 神戸 480も5308	1	令和5年度	リース車両 (R5更新)	R5.12
車両系	原動機付自転車	ヤマハ SA16J 三 木市う3341	1	平成16年度		
車両系	原動機付自転車	スズキレッツ 三 木市免1126	1	平成29年度		

改正

平成6年3月29日条例第5号

平成6年9月28日条例第34号

平成7年3月13日条例第4号

平成15年3月17日条例第7号

平成15年3月17日条例第29号

平成16年3月26日条例第7号

平成18年3月24日条例第2号

平成18年9月28日条例第53号

平成22年3月19日条例第6号

平成26年3月20日条例第8号

平成29年3月23日条例第7号

平成31年3月19日条例第5号

令和7年3月25日条例第10号

兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 多様な森林を育成し、豊かな緑の中で勤労者をはじめ広く県民の文化活動及びレクリエーション活動の促進を図り、もって人と森林とのふれあいを深めるため、兵庫県立三木山森林公園（以下「森林公園」という。）を置く。

(位置)

第2条 森林公園の位置は、三木市福井とする。

(業務)

第3条 森林公園は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化活動及びレクリエーション活動のために施設を利用させること。
- (2) 文化活動及びレクリエーション活動を促進するため、講習会、研修会、展示会等の事業を行うこと。
- (3) 文化活動及びレクリエーション活動を促進するため、音楽、演劇、舞踊等に関する鑑賞会

等を開催すること。

- (4) 多様な森林を育成すること。
- (5) 森林に関する知識の普及及び緑化に関する指導を行うこと。
- (6) 森林に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、森林公園の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、森林公園の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のために利用させることができる。

(施設の利用の許可及び料金)

第4条 別表に掲げる森林公園の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

(許可の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) 森林公園の設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に森林公園の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) 森林公園の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 森林公園の管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、森林公園の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務等)

第6条 森林公園の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、森林公園の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設

について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、森林公園の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条までの規定は、同年5月23日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第2条の規定 平成6年6月1日

(3) 省略

附 則 (平成6年9月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年(中略)6月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月17日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年3月17日条例第29号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年3月24日条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）・（２） （略）

（３） （前略）第29条中兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例第7条第3項にただし書を加える改正規定及び同条例別表1の部に利便施設の款を加える改正規定（中略） 規則で定める日（平成24年3月規則第17号で、同24年4月1日から施行）

（４） （前略）第29条中兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例別表1の部の改正規定（展示室及び森の小劇場に係る部分に限る。） 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（平成22年11月規則第48号で、同22年12月18日から施行）

（５）～（８） （略）

附 則（平成26年3月20日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成29年3月23日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）～（４） （略）

（５） 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部（５）の款、64の2の部備考（１）、65の部備考3（１）並びに66の部備考1（１）及び備考3（１）の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日

附 則（令和 7 年 3 月 25 日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条、第 7 条関係）

1 専用利用

区分		基準額					備考	
		開園時刻 から12時 まで	13時から 17時まで	18時から 閉園時刻 まで	開園時刻 から17時 まで	13時から 閉園時刻 まで		開園時刻 から閉園 時刻まで
音楽ホー ル		円 6,300	円 8,300	円 9,500	円 14,500	円 17,700	円 24,000	1 入場料その他こ れに類するものを 徴収する利用の場 合は、左欄に掲げ るそれぞれの額又 は3により算出し たそれぞれの額の 2分の3の額とす る。
多目的ホ ール		2,000	2,500	2,900	4,500	5,400	7,400	
研修室		2,300	3,100	3,500	5,400	6,600	8,900	
会議室		950	1,300	1,400	2,300	2,800	3,700	
茶室		2,300	3,100	3,500	5,400	6,600	8,900	
工作 室	A	2,300	3,200	3,600	5,500	6,800	9,100	2 商品の販売、宣 伝等の営業行為を 伴う利用の場合 は、左欄に掲げる それぞれの額又は 3により算出した それぞれの額の2 倍に相当する額と する。
	B	650	850	850	1,500	1,800	2,400	
展示室		1日につき 6,400円						3 音楽ホールを平 日に利用する場合
森の小劇 場		1日につき 2,800円						
附属設備		別に規則で定める額						

		は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。 4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。 5 音楽ホールを利用して音楽、演劇、舞踊等の催しをする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、左欄に掲げる音楽ホールのそれぞれの額又は1若しくは3により算出した音楽ホールのそれぞれの額に、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。 (1) 練習のために利用するとき。10分の7
--	--	---

		(2) 準備のために利用するとき。10分の3 6 1又は5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1土地使用料の款公衆電話所その他これに類するものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	

2 共同利用

区分	基準額	備考
工作室	1人1回につき 150円	1 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1の額とする。 2 1により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

改正

平成 5 年 9 月 21 日規則第 71 号

平成 6 年 10 月 14 日規則第 69 号

平成 7 年 11 月 1 日規則第 92 号

平成 15 年 3 月 31 日規則第 26 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 41 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 54 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 20 号

平成 26 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 11 号

令和 7 年 3 月 31 日規則第 17 号

兵庫県立三木山森林公園管理規則をここに公布する。

兵庫県立三木山森林公園管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 8 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成 16 年兵庫県条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、兵庫県立三木山森林公園（以下「森林公園」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休園日)

第 2 条 森林公園の休園日は、次に掲げる日とする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。

(開園時間)

第 3 条 森林公園の開園時間は、9 時から 21 時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

(遵守事項)

第4条 森林公園に入園した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類(たぐい)を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている森林公園の施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配付し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 森林公園の施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、森林公園の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(入園の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 泥酔者及び伝染性の疾患を有する者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用の許可の申請)

第6条 条例第4条の規定により森林公園の施設を利用しようとする者は、兵庫県立三木山森林公園利用許可申請書（様式第1号）又は兵庫県立三木山森林公園利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、工作室の共同利用の場合にあっては、利用しようとするときに係員にその旨を口頭で申し出ることをもって足りる。

- 2 兵庫県立三木山森林公園利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 兵庫県立三木山森林公園利用許可申請書は、森林公園の施設を利用しようとする日の1年前の日の属する月の第1日曜日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 森林公園の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林公園の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立三木山森林公園利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。ただし、工作室の共同利用の許可を決定したときは、利用券を当該利用しようとする者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、森林公園の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

- 3 知事は、利用許可申請書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第9条 条例第4条の利用の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立三木山森林公園利用内容変更承認申請書（様式第3号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないも

のであると認めたときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項本文及び第2項の規定を準用する。

- 3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあつては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（利用料金の基準額）

第11条 条例別表の規定により規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

（管理）

第12条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第7条第3項本文及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。ただし、第2条第1項第2号の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、森林公園の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第6条から第14条までの規定は、同年5月23日から施行する。

附 則（平成5年9月21日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月14日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年11月1日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第26号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第41号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第37条までの規定による改正後の各規則（以下「改正後の各規則」という。）に定める公の施設の休業日（公の施設がその業務を行わない日をいう。）及び開業時間（公の施設がその業務を行う時間をいう。）については、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該公の施設の指定管理者が知事に協議するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第17号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月29日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条から第8条までの規定、第9条中兵庫県立生活創造センター管理規則別表3の部の改正規定、第11条及び第13条から第18条までの規定、第19条の規定（工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則別表第3試験機械の款波長分散型蛍光エックス線分析装置の項の改正規定、同項の次に携帯型蛍光エックス線分析装置の項を加える改正規定、同款自動炭素硫黄分析装置の項、液体クロマトグラフの項及びペプチド・糖類分取システムの項を削る改正規定、同款食品物性評価装置の項の次に全自動アルコール分測定装置の項を加える改正規定並びに同款ウェザオメータの項を削る改正規定を除く。）並びに第20条から第27条までの規定 平成31年10月1日

(3) (略)

附 則（令和7年3月31日規則第17号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1 音楽ホールを平日に利用する場合の利用料金の基準額

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
基準額	5,100円	6,600円	7,600円	11,700円	14,200円	19,300円

2 附属設備の利用料金の基準額

附属設備		基準額
楽器	グランドピアノ	1台につき 8,300円
その他	コインロッカー	1回につき 100円
	双眼鏡	1台につき 550円
	望遠鏡・三脚	1式につき 850円

備考 附属設備の操作及び搬入搬出並びにピアノの調律は、利用者が行うものとする。

八幡谷池管理協定書

(趣 旨)

第1条 財産区管理者三木市長大原義治（以下「甲」という。）、水利権者代表（以下「乙」という。）、兵庫県知事員原俊民（以下「丙」という。）は、相互に信義を重んじ、丙が三木市福井地区において施行する三木山森林公園（仮称）整備に伴い、八幡谷ため池（以下「ため池」という。）に放流水量を調整する機能を併用させる改修を行うことについて、将来の維持管理に関し協定するものである。

(ため池の名称)

第2条 この規程に係るため池は次のとおりとする。

名	称	所	在	地	番	地	目	地	積
八幡谷池口	池	三木市福井		1924		ため池		4,479	㎡
中	池	"		1925		"		3,573	
大中池		"		1926		"		5,038	

(管理区分)

第3条 乙は、通常のため池管理の範囲内で管理を行い、丙は、ため池の堤体、オリフィス、洪水吐及び取付水路等の維持管理を行うものとする。

2 丙はため池内に堆積土砂と洪水時の水位を監視するための水位標識を設置し、乙とともにため池及び周辺について常に監視を行い、その維持及び保全に努めなければならない。

(管理用道路)

第4条 ため池の管理に要する道路については、丙が管理するものとする。

(用地補償)

第5条 甲は、洪水調整時の満水位にかかる区域までの用地について、丙に対し補償費を請求しないものとする。

(取水ゲート管理)

第6条 農業用水取水ゲートは、乙が管理し、放流量調整ゲートは、丙が管理するものとする。

(農業用水管理)

第7条 乙は、農業用水取水ゲートを操作し、通常の用水管理を行うものとする。

2 丙は、農業用水として 6,900 ㎡を確保するが、次の場合に限り放流量調整ゲートを操作し、ため池の水位を下げるができるものとする。

但し、丙は乙に対し事前に必ず連絡するものとする。

- (1) 点検整備を行う必要があるとき。
- (2) 堆積土砂のしゅんせつを行うとき。

・(3) その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

3 丙は、洪水時等に許容放水量が超過することが予測される場合には、農業用水取水ゲートを締めることができる。

(用水補償)

第8条 乙は、丙がため池を調整池として兼用するにあたり、丙に対し補償費を請求しないものとする。

(環境衛生)

第9条 丙は、第2条に定めるため池の堤体に雑草木が繁茂しないよう草刈り等を実施して管理するものとする。

2 丙は、第2条に定めるため池に汚水、下水等を放流しないものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義を生じたときは、その都度甲、乙、丙協議のうえ円満に解決するものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和62年10月30日

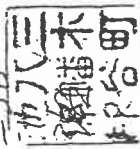
(甲) 福井町財産区管理者

三木市長 大原義



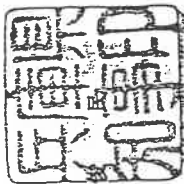
(乙) 水利権者代表

(住所) 三木市福井町9-36
(氏名) 上田和子

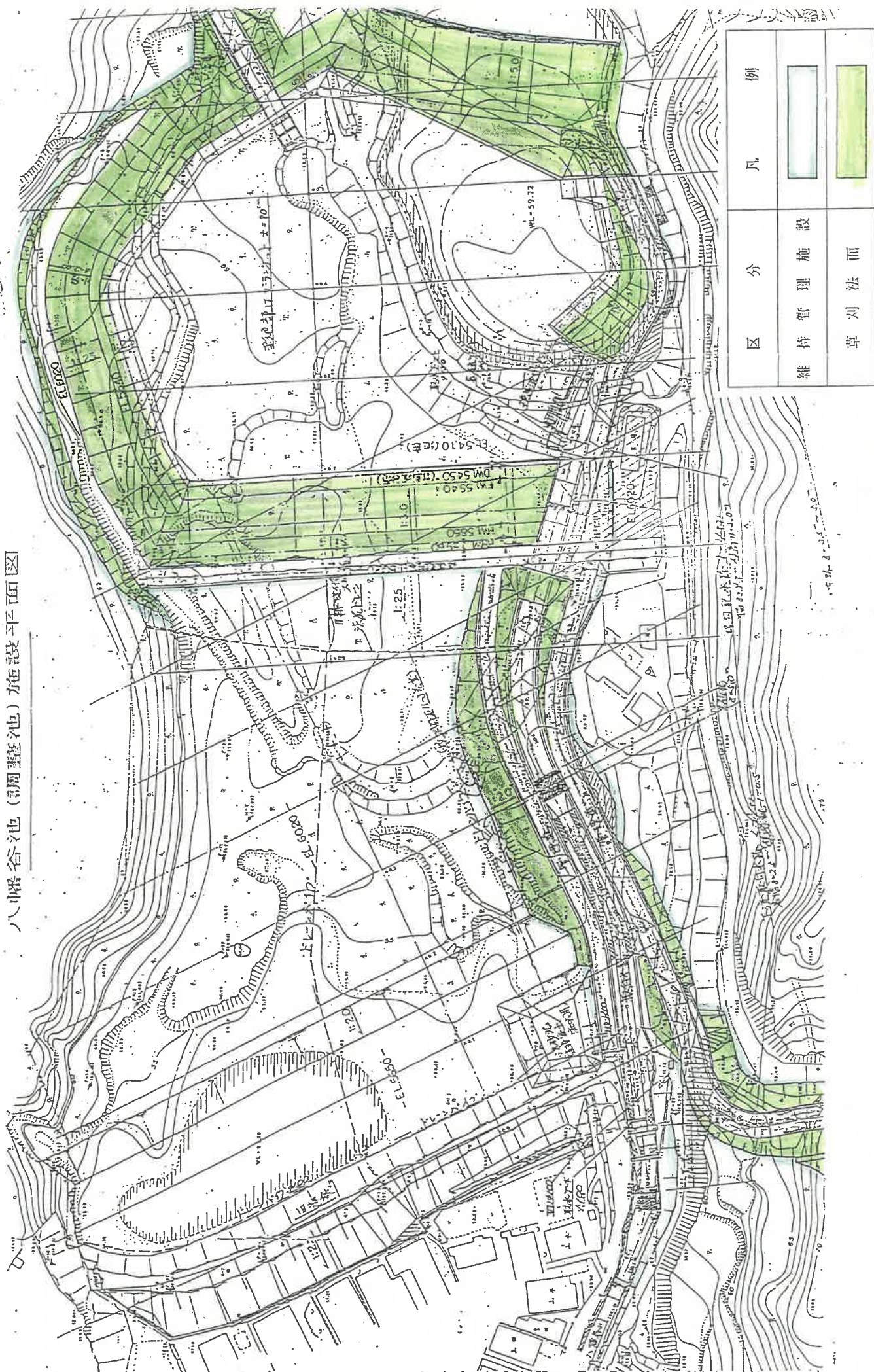


(丙)

兵庫県知事 貝原



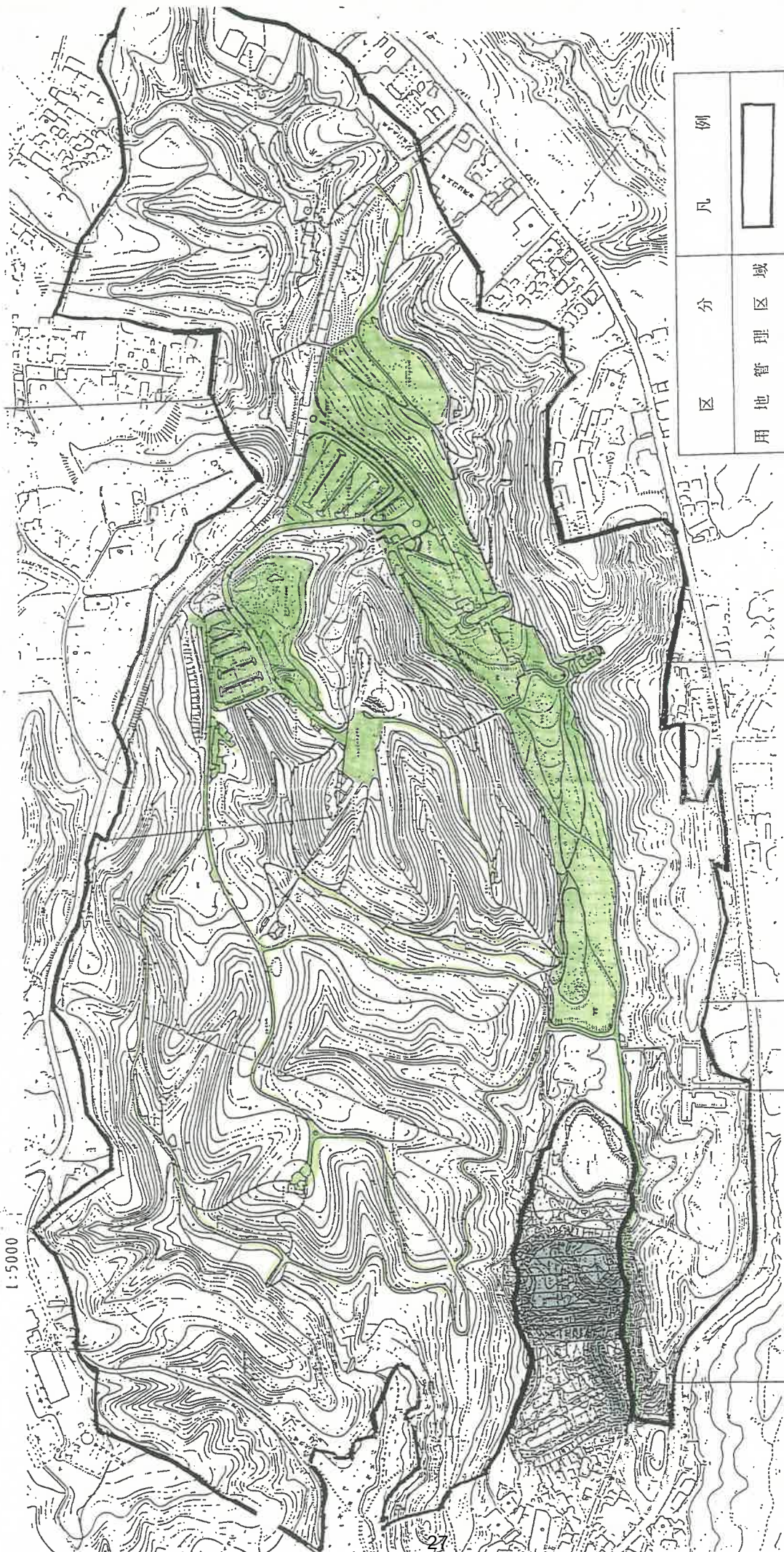
八幡谷池（調整池）施設平面図



平成5年度三木山森林公園
用地及び施設管理区域図



1:5000



区	分	凡	例
用地	管理区域		
八幡谷池調整池	管理区域		
公園施設	管理区域		

資料:管理水準書 I - 1

(3)主な植栽木

名称	本数	取得年月
ケヤキ	1	平成3年3月
クスノキ	27	平成3年3月
クスノキ	25	平成3年3月
ヒマラヤスギ	4	平成3年3月
ケヤキ	14	平成3年5月
クスノキ	7	平成4年3月
ケヤキ	3	平成4年3月
カイヅカイブキ	2	平成5年3月
クスノキ	1	平成5年3月
クスノキ	3	平成5年3月
トウカエデ	1	平成5年6月
キンモクセイ	1	平成5年6月
エノキ	1	平成7年3月
ケヤキ	1	平成7年3月
ヤブツバキ	1	平成7年6月
ヤブツバキ	1	平成7年6月
ヤブツバキ	1	平成7年6月
ヤブツバキ	1	平成7年6月
ヤブツバキ	1	平成7年6月
コナラ	1	平成8年3月
ケヤキ	1	平成8年3月
エノキ	1	平成8年3月
ムクノキ	1	平成8年3月
コブシ	1	平成8年3月
シラカシ	1	平成8年3月
イヌシデ	1	平成8年3月
イロハモミジ	2	平成8年3月

名称	本数	取得年月
エノキ	1	平成8年3月
ケヤキ	1	平成8年3月
ケヤキ	1	平成8年3月
エノキ	1	平成8年3月
ヤマモミジ	1	平成8年3月
サルスベリ	1	平成8年3月
ヤマモミジ	2	平成8年3月
ヤブツバキ	1	平成8年3月
クスノキ	1	平成9年3月
ケヤキ	1	平成9年3月
ケヤキ	2	平成9年3月
ケヤキ	1	平成9年3月
コブシ	1	平成9年3月
ダイスギ	3	平成9年3月
ケヤキ	3	平成9年3月
ムクノキ	1	平成9年3月
エノキ	2	平成9年3月
コブシ	6	平成9年3月
ムクノキ	2	平成9年3月
エノキ	2	平成9年3月
ケヤキ	1	平成9年3月
ヤマモモ	2	平成9年3月
ヤマモモ	1	平成9年3月
ザイフリボク	1	平成11年3月
シラカシ	1	平成11年3月
サザンカ	1	平成11年3月

※ 1本当たり 5 万円以上または直径10cm以上
のもの

寄植

名称	面積(m ²)
アベリア	3,165.40
ヒラドツツジ	2,431.31
サツキツツジ	560.15
その他	1,163.80
合計	7,320.66

(4)芝生面積

場 所	面積(m ²)
大芝生広場	10,789
イベント広場	4,665
イベント広場周辺	926
エントランス広場	10,073
ピクニック広場	2,705
研修館周辺	1,063
森の小劇場	340
茶室周辺	196
ウッディ広場	144
計	30,901

(5)花壇面積

場 所	面積(m ²)
展示ホール前	20
カスケード横	24
イベント広場	10
プランター	50
森の小劇場	5
計	109

●R4実績

剪定(高木)	50本
寄植剪定(刈り込み)(3回/年)	7,320m ²
施肥(1回/年)	7,320m ²

●R5実績

剪定(高木)	50本
寄植剪定(刈り込み)(3回/年)	7,320m ²
施肥(1回/年)	7,320m ²

●R6実績

剪定(高木)	50本
寄植剪定(刈り込み)(3回/年)	7,320m ²
施肥(1回/年)	7,320m ²

●R7実績

剪定(高木)	50本
寄植剪定(刈り込み)(3回/年)	7,320m ²
施肥(1回/年)	7,320m ²

資料:管理水準書 I -2

(1)日常点検
木製遊具等

設置場所	名称	数量
ウッディ広場	ロープウェイ	1
三角小屋	ウッドジム	1
大芝生広場	森の三角橋	1
	木橋	6
	上池橋	1
ウッディ広場への道	道標	1
バーベキュー広場	テーブル・イス	8セット
	東屋	2
	ベンチ	50

その他遊具

設置場所	名称	数量
ウッディ広場	トンネル	1

資料:管理水準書Ⅰ－2

(2) 保守点検

ア 電気設備保守対象設備一覧

設置場所	設備名	備考	数量
森の研修館東	540kVA 6600V		
	受電用キュービクル	No. 1 電灯用 1φ 50kVA	1
	受電用キュービクル	動力用 3φ 150kVA	1
	第2キュービクル	電灯用 1φ 150kVA	1
	第2キュービクル	動力用 3φ 150kVA	1
	第3キュービクル	電灯用 1φ 20kVA	1
	第3キュービクル	動力用 3φ 20kVA	1

イ 給水設備保守対象設備一覧

設置場所	設備名	備考	数量
森の研修館東	受水槽(上水1、井水1)		2
森の研修館東	上水送水ポンプ1、井水ポンプ(揚水ポンプ1、送水ポンプ)		3
森の文化館	カスケード循環ポンプ		1

ウ 消防設備保守対象設備一覧

設置場所	消防設備機器名	備考	数量
森の文化館	副受信機 30L		1台
	差動式スポット型		31個
	定温式スポット型		7個
	光電式スポット型		60個
	電鈴		6個
	表示灯		6個
	発信機		6個
	専用電源（常用）		1式
	消化器設備		22個
	非常放送設備		1式
	誘導灯設備		1式
	スプリンクラー		1式
	自家発電		1 機
森の研修館	受信機 30L		1台
	副受信機 30L		1台
	差動式スポット型		19個
	定温式スポット型		3個
	光電式スポット型		8個
	電鈴		2個
	表示灯		2個
	発信機		2個
	専用電源		1式
	消火器設備		7個
	非常放送設備		1式
	誘導灯設備		1式
森の茶室	消火器設備		6個
展望台	消火器設備		1個
森のクラフト館	消火器設備		4個
	差動式スポット型		8
	差動式空気管式		4
	電鈴		2
	発信機		2
バーベキュー広場	消火器設備		10個
屋外トイレなど	消火器設備		4個
	防火水槽		3基

エ 設備点検対象設備一覧

空調設備

設置場所	設備名	備考	数量
森の文化館	直焚二重効用冷温水器	日立製 AHU-FA-H60SA	2台
	冷却塔	二重効用冷温水機用、低温型	2台
	冷温水ポンプ	渦巻型65A×80A×600L/m×21m	2台
	冷却水ポンプ	渦巻型100A×125A×1,150L/m×20m	2台
	膨張水槽	開放100型 容量100L	1台
	オイルギアポンプ		1台
	ユニット型空気調和機	垂直型	1台
	ターミナル形空気調和機		1台
	ターミナル形空気調和機		1台
	ユニット型空気調和機		1台
	ターミナル形空気調和機		1台
	ターミナル形空気調和機		1台
	ヒートポンプパッケージエアコン		1式
	屋外機		4台
	屋外機		2台
森の研修館	ルームエアコン	天井セット型4方向吹出シグナルタイプ	1組
	ファンコイルユニット	天井セット 12型	9台
	ファンコイルユニット	天井セット 2型	2台
	ファンコイルユニット	天井セット 4型	3台
	ファンコイルユニット	天井セット 6型	9台
	ファンコイルユニット	天井セット 8型	9台
	冷温水ヘッダー	サブライヘッダー 200A×3,300L	1台
	冷却水ヘッダー		1台
	エアー抜きヘッダー		1台
	全熱交換器	天井隠ぺい型	9台

昇降機

設置場所	型式・メーカー	備考	数量
森の文化館	V F G L B - J B 750kg-45m/min		1 台

音響設備

設置場所	設備名	型式・メーカー	数量
森の文化館 (音楽ホール)	音響設備	T O A(株)	一式
	グランドピアノ	ヤマハCFⅢ	1 台
森の文化館 (多目的ホール)	ワイヤレスアンプ		一式

その他

設置場所	設備名	備考	数量
第1駐車場横	入口ゲート		1 台
ロボットゲート	ロボットゲート	故障により代替要求中	1 台
森の研修館	電話交換機		1 台

オ 工具点検対象設備一覧
電動工具

設置場所	型式・メーカー	備考	数量
森のクラフト館	自動一面かんな盤	㈱鈴三鉄工所 GN-35	1台
	手押しかんな盤	TAKAGI FM-12	1台
	丸鋸昇降盤	横井工業㈱ AB-D-16	1台
	集塵機	ムラコシ MY200	1台
	糸鋸盤(スタンドタイプ)	旭工業 スクローラ800 (大型)	5台
	糸鋸盤(卓上タイプ)	旭工業 AF-1 (小型)	5台
	卓上ボール盤	NAKANE NSH-8	1台
	ベルト研磨機	淀川電機製作所 YS-1N	1台
	電気丸鋸 スタンド付		1台
	卓上ボール盤	REXON RDM-80N	1台
	丸のこ盤	KS-T-1300E	1台
	バンドソー	CB-75FA(3P)三相ほか	2台
	角のみ盤	MH-30A	1台
	糸のこ盤	旭工機GR-400	5台
	万能糸鋸盤	旭工機SCR-80A	5台

森林整備用機械

保管場所	型式・メーカー	備考	数量
車庫倉庫	芝刈り機	キンボシソーナーローグリー-RMS-521	1
	乗用芝刈り機	アテックス	1
	刈り払い機	R-26-2A他	7
	チェーンソー	新ダイワ E1027TS200SP他	9

カ 車両点検対象設備一覧

種類	車名	登録番号	数量	取得年月日
小型貨物自動車	プロボックス	神戸400ほ2190	1	R7.3
小型貨物自動車	トヨタ ダイナ2T ローダンプ XZU675D-TWMMY-S	神戸400み6550	1	R6.11.1
軽四輪貨物車	トヨタ ピクシス 軽トラック 3DB-S510U	神戸480も5288	1	R5.12
軽四輪貨物車	スズキ エブリィ 軽バン 5BD-DA17V	神戸480も5307	1	R5.12
軽四輪貨物車	スズキ エブリィ 軽バン 5BD-DA17V	神戸480も5308	1	R5.12
原動機付自転車	ヤマハJ0G	三木市う3341	1	H16.05.18
原動機付自転車	スズキレッツ	三木市免1126	1	H29年度
建設機械(ミニバックホ)	ヤンマーB-07		1	H05.12.03
建設機械(ミニバックホ)	クボタミニバックホー U-20-3α		1	R07.03.27
建設機械(バックホ ウ同グラブ)	(株)松本製作所 スーパーフォーク疾風HT-20		1	R07.12.20

資料:管理水準書Ⅰ－2

(4)巡視

行政財産目的外使用許可(令和7年度実績)

種別	許可の相手	許可期間	用途	数量
電気設備	関西電力送配電株式会社姫路本部送電用地グループ	令和5年4月1日～令和10年3月31日	地下埋設管路	85.00 m (84.80) m
			特別高圧送電線線下敷	8,167.71 m ²
			特別高圧送電線鉄塔敷	848.45 m ²
	関西電力送配電株式会社姫路本部配電用地グループ	令和5年4月1日～令和10年3月31日	本柱	13.00 本
			支線	17.00 本
			支柱	5.00 本
			水平支線	2.00 本
通信設備	西日本電信電話(株)兵庫支店	令和5年4月1日～令和10年3月31日	第1種電話柱(共架)	5.00 本
	(株)オプテージ	令和5年4月1日～令和10年3月31日	第1種電話柱(共架)	5.00 本
	(株)ジェイコムウエスト神戸三木局	令和5年4月1日～令和10年3月31日	第1種電話柱(共架)	2.00 本
その他	神姫バス(株)	令和4年4月1日～令和9年3月31日	バス停留所	40.69 m ²
	神姫ゾーンバス(株)		標識柱	0.16 m ²
	三木市長	令和5年4月1日～令和10年3月31日	UHFアンテナ柱	1.00 本
			引込み柱	1.00 本
	三木市長 (水道部)	令和6年4月1日～令和11年3月31日	埋設ケーブル	37.00 m
			第1種電話柱(共架)	1.00 本
			水道井戸敷	97.48 m ²
	三木市長	令和5年4月1日～令和10年3月31日	埋設管等	4,034.00 m
			第1種電話柱(共架)	1.00 本
	NPO法人ひょうご森の倶楽部	令和6年4月1日～令和11年3月31日	上水道水源地拡張用地	5,498.00 m ²
		令和7年4月1日～令和8年3月31日	保管庫設置用土地	33.00 m ²

資料:管理水準書Ⅱ－1

(6)住民参画の取組

ア 運営協議会

(ア) 構成員

学識関係者、地域関係者の代表、ボランティア等活動関係者の代表、県、指定管理者等

(イ) 設置主体

指定管理者が主体的に設置し、企画・運営・連絡調整等を行う

(ウ) 役割

- ・公園の管理運営についての協議、指導、助言
- ・県民の参画と協働による公園づくり推進のための事業についての協議、指導、助言

(エ) 開催頻度

- ・協議会は年1回程度開催すること。
- ・日程調整は、指定管理者（事務局）が行うこと。
- ・この会議の運営にかかる費用は指定管理者（事務局）が負担すること。

イ 三木山サポーター

(ア) 三木山サポーターとは

平成21年4月に発足した三木山森林公園を活動場所とするボランティアの総称であり、個人及びグループ単位で登録。「人と森林との共生」を踏まえたうえで、良識に反しない限り自由であり、会費や会則を設けず、それぞれの自主自発的な活動を公園が支援する体制となっている。

(イ) 登録者数【令和7年度】

- ・登録者数：183名 21グループ数（令和8年3月31日現在）
- ・サポーター企画のイベント実施：12回

兵庫県立三木山森林公園

森林づくり施業計画

(令和5年度～令和9年度)

兵庫県
公益社団法人 ひょうご農林機構
令和5年3月策定

目 次

はじめに	1 ページ
1 森林づくり施業計画の策定方針	2 ページ
2 自然環境の保全の程度によるゾーン区分について	5 ページ
3 ゾーン区分と目標景観一覧	9 ページ
4 各ゾーンごとの施業目標と施業内容(R5~R9)	10 ページ
5 森林施業計画集計表(5年間)	23 ページ

はじめに

三木山森林公園は、兵庫県が公園整備に着手する以前は、三木山国有林の森林であったが、長年人手を入れていなかった結果、植物は繁茂するにまかされ、尾根も谷も見通しがきかないばかりか、谷は薄暗く中へ入っていくことも容易ではない、放置された市街地に隣接した森林であった。

このような状態の森林を、県民が「森林とのふれあい」を楽しめる里山林として整備を検討する中で、100年の計で美しい森林に変貌させるため、現況の森林を生かしつつ徐々に懐かしい里山林に誘導させる森林づくりの基本方針と、基本方針に基づき場所ごとに将来を見通したきめ細やかな「森づくりの施業計画」が決定（三木山森林公園基本計画 昭和61年3月策定）されスタートすることになった。

「森づくりの施業計画」では、手つかずのまま放置されていた国有林当時の好ましくない要素を慎重に取り除き、目標とする景観へ誘導するため、昔から里山の自然林において取り入れられていた高林管理としての下刈、除伐、間伐などの施業を中心的に実施することとなった。

この基本計画となる長期の「森づくりの施業計画」を、5年毎の短期間のより具体的な計画としたものを「森林もりづくり施業計画」として平成5年度から策定し、この計画に基づいて継続して施業が実行されている。

開園以来、5年ごとの「森林づくり施業計画」に基づく高林管理中心の森林施業に加え、平成21年度からは、生物多様性保全をテーマとした整備活動も実施し、来園者にとって安全・快適であるとともに、自然とふれあえる空間を提供すること等により、来園者数が毎年60万人を超えるなど、その効果が現われてきている。

その一方で、開園後25年が経過する中で、落葉広葉樹林の高齢化が進行し、病虫害に弱く、森林の更新が困難になるなど、全国の里山林にも共通する課題が、三木山森林公園にも迫ってきており、開園後100年の計で美しい森林に変貌させ維持することを目指して、今後、長期的にこの課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。

そのため、現在の「森林づくり施業計画(H30～34年度)」策定時に、専門家や来園者等の意見、生物多様性の確保など時代の要請も取り入れながら、これまでの「高林管理」中心の取り組みに加え、全国の森林公園に先駆けた里山林管理のモデルとなる手法の確立を目指した「新たな森林管理」手法の導入を行っている。

今回の計画策定にあたっては、基本的には現計画の方針を踏襲しつつ、新たな課題として顕在化する急激に園内森林にまん延したナラ枯れ被害への対応を検討することとする。

なお、前計画から実施している、森林整備の実施等に伴う生物多様性の変化及び今後の推移を評価するための「自然環境モニタリング調査」により、ナラ枯れ被害及び対策実施の影響を確実に把握する必要がある。

1 森林づくり施業計画の策定方針

三木山森林公園は、昭和61年3月に策定された「三木山森林公園基本計画」に記された「基本理念」に基づき、平成5年5月の開園以来、30年間にわたり「人と森林との共生」をテーマとし、来園者が快適にすごせる森林空間づくりに取り組んできた。

「三木山森林公園基本計画」にあるとおり三木山森林公園における森林づくりは、超長期にわたり豊かな森林に育てていくことを基本方針としており、長期の視点に立ったきめ細やかで継続性を持った森林づくりのスケジュールにより進めなければならない。そのため、三木山森林公園では5年毎に「森林づくり施業計画」を現況の変化に応じ見直し、これに基づいた森林づくり施業を行っているところである。

一方、県民の森林へのニーズは、森林浴やハイキングなど森林にふれあうことばかりでなく、「森林の生き物の多様性」すなわち、森林を構成する木本類、草本類のみならず、森林内外で生息するほ乳類、鳥類、昆虫類などの豊かさを求めるなど多様化してきており、森林の利活用は新たな局面を迎えている。

そこで、平成16年度より、これまでの来園者の利活用の促進を図ることに加え、多様な生物種の生息環境の保全を図ることに積極的に取り組む森林づくりを模索し、これまでの「自然環境の保全の程度によるゾーン区分」に加え、平成21年度から新たに「草原・水辺環境の復元」や「香りの道」（誰もが植物の香りを楽しめる森）の整備など当公園での取り組みを踏まえたゾーン区分の見直しを行った。

現在の「森林づくり施業計画(H30～34年度)（以下、現計画）」においては、開園後25年が経過し園内のかんりの部分を占める落葉広葉樹林が高齢化・高木化し、園内の森林の健全性や多様性が失われている状況を解決するため、これまでの高林管理中心の森林施業に加え、高齢木の間伐、低林管理、低木林管理等の「新たな森林管理」手法の導入により、「森林の若返り」に取り組むとともに、森林の現況を踏まえ一部ゾーン区分の変更を行い、県内のモデルとなる「多様な里山林施業」の導入を目指した新たな施業計画を策定し実行していくこととした。

その後、令和元年度から「ナラ枯れ被害（カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、コナラ等ブナ科樹木が集団的に枯損する）」が発生し、急激に園内森林にまん延し、令和4年12月末現在、園内各所で約3,400本のコナラ等が被害を受け、うち1,100本が枯死した。ナラ枯れによるコナラ等枯死木の多くは大径木で、被害対策として伐採した結果、伐採跡地はギャップが形成され、光環境が激変し、林床照度が向上した結果、タラノキ、アカメガシワ、クサギ、ウルシ類などの先駆性植物とともに、コナラ、アベマキ、アカマツなどの実生が見られる。

このため、今回策定する計画(以下、本計画)においては、現計画に位置付けた「森林の若返り」を目指す「高林管理(高齢木間伐)」「低林管理」については具体的に計画量を定めず、伐採跡地ギャップについて、実生等更新状況を追跡調査することとする。この更新状況を踏まえて、コナラ、アベマキ（特にコナラ）等の実生あるいは萌芽の生長による成林が期待できるものについて、下刈り、除伐等必要な保育施業を計画変更により、追加することとする。

また、県からの委託事業により、ナラ枯れ被害による枯死木1100本中250本を伐倒処理したが、いまだ850本が園内に残り、来園者への落枝、倒木の危険があるため通行不可の処置を行っている園路(遊歩道)も存在している。これらの危険を伴う枯死木を処理し、一刻も早く「来園者が快適に過ごせる空間」に戻すことが急務である。

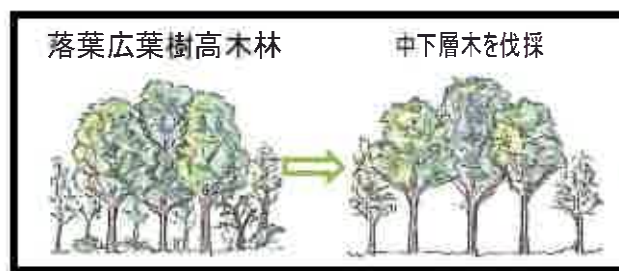
「森林管理計画」について
(1) 現状・課題と今後の方針

項目	実施内容・成果・課題・方針
これまでの取組	○上層落葉樹を残し中低層の常緑樹等を伐採する高林管理中心の森林整備実施 ○一部高齢林での抜き伐り後、萌芽更新を試行的に実施 ○コバノミツバツツジを主体とする低木林管理の実施
成果	○来園者が散策しやすい明るく快適な森林になり、利用者が増加 ○伐採木の有効活用（シイタケ原木、薪炭等） ○コバノミツバツツジ群落の三木市天然記念物指定申請
新たな課題	○高齢林の更新の困難化 ○ナラ枯れの大発生によるコナラ林の質的低下の懸念(相観・生物多様性) ○ナラ枯れ被害による枯死木が林内に多く残り、落枝、倒木による事故が懸念される ○様々な条件に適した多様な森林がやや不足している
今後の取組方針	○現計画から新たに取り組んでいる森林管理手法（高林管理(高齢木伐採)、低林管理、低木林管理等）の導入による「森林の若返り」に取り組み、多様な里山林づくりを図るとともに、伐採木の有効活用をさらに推進 ○ただし、「高林管理」「低林管理」について、具体的な計画は策定せず、ナラ枯れ被害木伐倒処理跡地のギャップの植生調査を継続し、更新状況を把握する。これを踏まえて、森林林業技術センター等専門家の意見を聴取しつつ、必要な保育施業等を随時計画変更により追加して、実施する施業に伴う、植生をはじめ生物相のデータ収集を行い、施業方法について検証を行い必要に応じ、随時是正する ○病虫害の被害防止と発生時の早期駆除 ○多様な里山林を区画・展示し、来園者にわかりやすく解説するなどの取組を検討 ○園内に多く残るナラ枯れ被害木の処理について、所要の予算措置を県へ要請

(2) 森林管理の具体的内容と目標林型誘導への長期計画（70年）

現況(植生)	新たな管理手法 森林の管理	施業等の内容	施業量の目安 (70年間)	目指す効果・目標 林型等
落葉広葉樹林 (コナラ・アバ マキ群落)	高林管理 高齢木間伐 ナラ枯れ被害対応	・病虫害被害のおそれのある高齢木 ・植栽木の日当たりやや眺望を阻害している高齢木を間伐する ・助成を利用してナラ枯れ枯死木の除去 ・ピックアップしたナラ枯れギャップの追跡調査	対象森林（準保全・利活用ゾーン）の50%	・病虫害の予防 ・中下層木の活性化 ・ギャップによる稚樹の育成 ・落枝、倒木の危険の排除 ・枯損木、枯損枝の除去による公園景観の向上
	低林管理	・高齢林の皆伐（0.1ha以上） ・伐跡地への植栽（落葉広葉樹等） ・萌芽更新施業	対象森林（準保全・利活用ゾーン）の20%	・夏緑林のモザイク林型（森林の多様化）
アカマツ・ソヨゴ・コバノミツバツツジ群落	低木林管理	・コバノミツバツツジの育成、中段切り等 ・松枯れ跡地の上層木伐採（アカマツ、ソヨゴ等）	コバノミツバツツジ純林化が可能な森林の全部（20年間で）2.0ha	・コバノミツバツツジ純林育成による公園景観の向上
落葉広葉樹林 (コナラ・アラカシ、エノキ群落)	遷移林管理	・常緑広葉樹林への遷移が予想される森林では、施業を行わず、遷移の進行に任せ、モニタリングを行う ・コナラ林への遷移が可能な個所は、必要に応じて林相整備を行いコナラ林へ誘導する。	常緑広葉樹林、コナラ林再生の可能性のある森林	・常緑広葉樹林による森林の多様化 ・ナラ枯れ被害により減少したコナラ林の再生

新たな森林管理手法のイメージ (H29.3 策定)



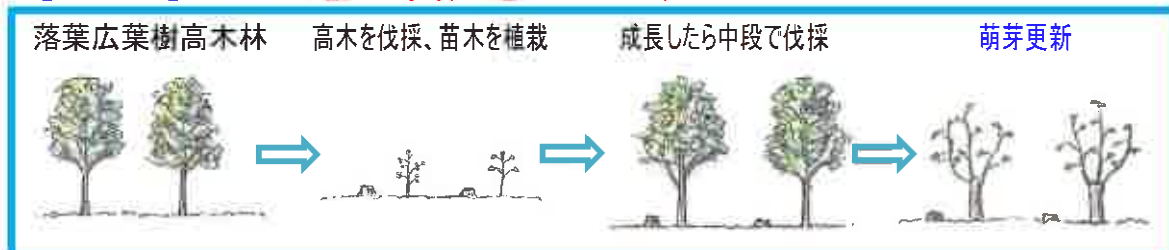
【これまでの主な森林管理手法：高林管理】

新たな課題への取組

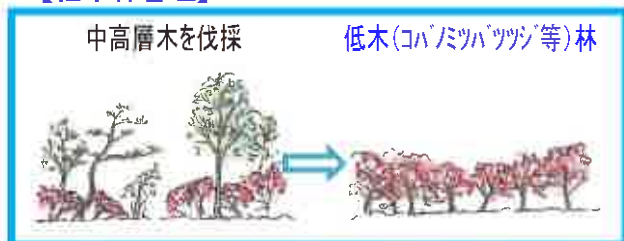
1 【新たな高林管理（高齢木の間伐）】：ナラ枯れ被害木伐採跡地への適応を検討(※)



2 【低林管理】：ナラ枯れ被害木伐採跡地への適応を検討(※)



3 【低木林管理】



落葉広葉樹高林施業(現況)



コバノミツバツツジ林(現況)

※：今回(R5.3) 追記

2 自然環境の保全の程度によるゾーン区分について

H.20.3 策定計画(H20 - 24)において設定した「保全の程度によるゾーン区分」に加え、H.25.3 策定計画(H25-29)で上池、下池周辺及び両池を結ぶ水路の区域を「草原・水辺ゾーン」として設定した。その後、H28.3に同計画を変更し、準保全ゾーンに新区域を設定（コベルコの森関連）した。

現計画では、森林の現況の移り変わりや新たな森林管理の導入等を考慮し、一部区域や面積の変更、ゾーン間の移動（準保全ゾーンから保全ゾーン）を行った。

本計画においては、保全ゾーンにおいて「低木林管理」実施区域を追加することから、保全ゾーン面積の減、利活用ゾーン面積の増を行うのをはじめ、ゾーン区分の変更を行う。

「自然環境の保全の程度によるゾーン区分」

I：保全ゾーン

II：準保全ゾーン

III：利活用ゾーン

IV：草原・水辺ゾーン

V：林縁育成ゾーン

「目標景観(植生)の区分」

A：落葉広葉樹の森

B：常緑広葉樹の森

C：常緑樹の森

D：アカマツ林

E：竹林

F：ツツジの咲く尾根

G：植物の香りを楽しむ森

H：もみじ谷

I：花の咲く雑木林

J：チョウの森（マント群落、チョウの吸蜜・食餌植物等）

K：チガヤ草原

L：ススキ草原

M：林縁育成ライン

N：草原性植物の定着

O：水生植物の定着

P：緩やかに流れる常水のある湿地環境

○ナラ枯れ被害対応について（施業計画ゾーン全域 65.3ha）

令和元年度に発生し園内にまん延しているナラ枯れ被害による枯損木については、県委託事業及び一部公園職員による伐倒処理を実施しているものの、園内森林には未だ落枝・倒木の危険性のある枯損木が多く存在する。このため、以下の各ゾーンにおいて、共通の対応を行うこととする。

本計画においては、各ゾーン共通の「施業実施の考え方」として、来園者の安全を最優先とし、落枝・倒木の危険性のある枯損木の処理を行う。

このため、一刻も早く残存するナラ枯れ枯死木の除去を必要とするが、枯損したコナラの多くが直径40cmを越える高木であり、処理に手間と時間がかかることが予想される。

これらの危険な枯損木について、園路や民地境界などを優先して順次伐採に取り組んでいく事を優先に施業を行う。

I 保全ゾーン（6区域、面積14.3ha）

園内の多様な種、特に貴重な種の生息環境の保全を優先する。例えば、当公園を特徴づけるフクロウ等が生息していた区域もみられることから、これらの貴重な種の再生・保全を図るため、階層構造が発達した森林として特に施業を行わず維持していくゾーン。ただし、一部に分布する竹林(①⑤)については区域拡大防止のために必要な整備を行う。また、調査検討結果に基づき、必要と判断される場合には適切な施業の実施を検討する。

現計画で、森林の階層構造の発達が見られる「どんぐり谷上流(⑤)」と「もみじ谷上流(⑥)」の2区域を準保全ゾーンから保全ゾーンに追加した。

本計画においては、新たに「低木林管理」としてコバノミツバツツジ群落の整備を行う箇所を、保全ゾーン(②の一部)から利活用ゾーン(②-2)へ変更する。

また、「⑤どんぐり谷上流」区域においては、ナラ枯れ被害が顕著であり注意が必要である。区域内遊歩道は通行止めの措置を継続している。

II 準保全ゾーン（10区域、38.4ha）

「保全ゾーン」と「利活用ゾーン」との緩衝区域として、多様な動植物の生息域として、落葉広葉樹林、常緑広葉樹林、アカマツ林などの様々な森林が存在するゾーン。区域ごとに適切な施業方針を定めることで、目標景観に導くことが必要であり、快適性と種の多様性に配慮した森林づくりが求められる。

また、ピクニック広場周辺には、チョウが訪れる環境の造成を図るため、吸蜜植物や食餌植物の植栽を行うとともに、芝生周辺部にチガヤなどの草原植物の植栽を行う。

なお、H25-29計画において新たに、どんぐり谷上流区域の南端部林縁(保全ゾーン⑤)および連絡道標側区域のイベント広場南西部林縁(準保全ゾーン⑤)に「ススキ草原」を目標景観とする草原環境を造成し、生物多様性に配慮した森林づくりを行っている。

現計画では、上述の2区域を保全ゾーンへ変更するとともに、「KOBELCOの森」の設定（平成28年3月）にともなう残区域（大芝生広場西斜面上部）を隣接する「森の小劇場」区域に合併した。

本計画においては、以下の区域変更を実施する。

(1) 現地の状況から、どんぐり谷南谷、北谷を1区域(①どんぐり谷北谷・南谷)に統合。

(2) 紅葉谷尾根周辺の区域を「③きのこ東屋」と「④KoCoroのMori」(企業の森づくり)区域の2つに分けるとともに、「利活用ゾーン③もみじ谷」との境界を現況に合わせる形に変更。

III 利活用ゾーン（6区域、11.3ha）

コバノミツバツツジの花やモミジの紅葉等により、来園者に森林の四季にふれあってもらうための空間づくり、あるいはイベントを通じての森林づくりの場としての体験施業を行うゾーン。里山林として適切に管理していくことや、森林内で快適に過ごせる空間づくりを行うことで、里山林の生物多様性保全について、来園者に理解していただくような森林づくりを進めることが必要である。

なお、エントランス広場北側区域の北東部林縁に「草原性植物の草原」を目標景観とする草原環境、大芝生広場西斜面の北東部林縁部に「チガヤ草原」を目標景観とする草原環境を造成し、ともに生物多様性に配慮した森林づくりを行っている。

また、ツツジの咲く尾根の一角に「植物の香りを楽しむ森」を目標景観とする「香りの道」区域を造成しており、誰もが五感を通じて楽しめる空間づくりも行っている。

現計画では、この「香りの道」と「ツツジの咲く尾根」を現況に応じて区域拡大を行った。

本計画では、さらに、前述のコバノミツバツツジ群落の整備を行うため保全ゾーンから「②-2 ツツジの咲く尾根」区域に変更追加する。

また、「①どんぐり谷下流域」区域、ナラ枯れ被害が顕著であり注意が必要である。区域内遊歩道は通行止めの措置を継続している。さらに、「④進入路沿い斜面下部」区域においては、秋に紅葉が美しかったコナラ高木の枯損が目立ち、景観を損ねている。

Ⅳ 草原・水辺ゾーン（3区域、1.3ha）

上池、下池各池とその周辺及び両池を結ぶ水路の一部を改良して、ススキ・チガヤの草原及び湿地や池沼植物の群落など、人里で失われた草原・水辺(湿地)を復元することで、多様な草原性の昆虫や鳥及び水生動植物が定着している。

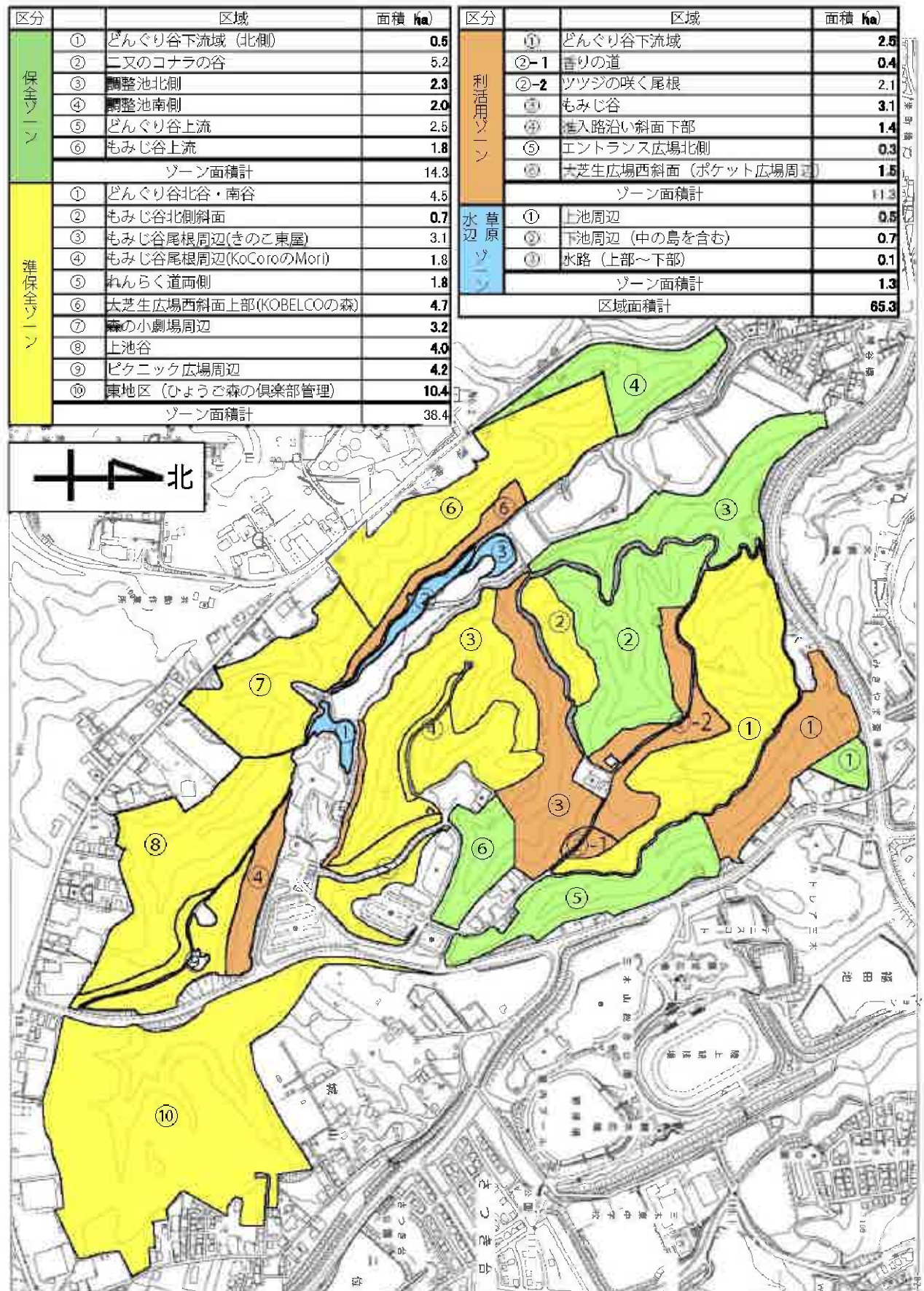
Ⅴ 林縁育成ゾーン

公園の境界については、これまでの保全の程度等とは関係なく、以下の3点に重点をおいて施業を実施する。

- ・公園の境界を明確に示す（刈払いの徹底）
- ・隣接する住民等への配慮（危険木、倒木の除去、枝落とし、等）
- ・公園の周囲を取り囲んで、外部からの影響（騒音、等）を遮断する緩衝帯としての役割を持たせる。

Ⅵ ゾーン区分図・・・別紙のとおり

三木山森林公園森林づくり施業計画ゾーン区分図



3 ゾーン区分と目標景観一覧

I 保全ゾーン

	区域	目標植生(林相等)	面積	
①	どんぐり谷下流域(北側)	落葉広葉樹林 竹林	0.5	ha
②	二又のコナラの谷	落葉広葉樹林	5.2	ha
③	調整池北側	常緑広葉樹林	2.3	ha
④	調整池南側	落葉広葉樹林	2.0	ha
⑤	どんぐり谷上流	常緑樹林 竹林 落葉広葉樹林 ススキ草原	2.5	ha
⑥	もみじ谷上流	落葉広葉樹林	1.8	ha
計			14.3	

II 準保全ゾーン

①	どんぐり谷北谷・南谷	落葉広葉樹林と常緑広葉樹林 アカマツ林	4.5	ha
②	もみじ谷北側斜面	常緑広葉樹林	0.7	ha
③	もみじ谷尾根周辺(さのこ東屋)	落葉広葉樹林 アカマツ林	3.1	ha
④	もみじ谷尾根周辺(KoCoro のMori)	落葉広葉樹林 アカマツ林	1.8	ha
⑤	連絡道西側	落葉広葉樹林 ススキ草原	1.8	ha
⑥	大芝生広場西斜面上部(JAの森)	落葉広葉樹林と常緑広葉樹林	4.7	ha
⑦(区域合併による拡大)	森の小劇場周辺	落葉広葉樹林 竹林	3.2	ha
⑧	上池谷	落葉広葉樹林	4.0	ha
⑨	ピクニック広場周辺	落葉広葉樹林 (内 1.0ha チョウの森) アカマツ林	4.2	ha
⑩	東地区(ひょうご森の倶楽部管理)	常緑樹林 落葉広葉樹林 竹林	10.4	ha
計			38.4	ha

III 利活用ゾーン

①	どんぐり谷下流域「アドベンチャーの森」	落葉広葉樹林 アカマツ林	2.5	ha
②-1	香りの道	植物の香りを楽しむ森	0.4	ha
②-2(区域拡大)	ツツジの咲く尾根	コバノミツバツツジ林	2.1	ha
③	もみじ谷	モミジ林	3.1	ha
④	進入路沿い斜面下部	花の咲く雑木林	1.4	ha
⑤	エントランス広場北側	花の咲く雑木林、草原性植物の草原	0.3	ha
⑥	大芝生広場西斜面(ポケット広場周辺)	常緑広葉樹林 チガヤ草原	1.5	ha
計			11.3	ha

IV 草原・水辺ゾーン

①	上池周辺	チガヤ草原 草原性植物の定着 水生植物の定着	0.5	ha
②	下池周辺(中の島を含む)	ススキ・チガヤ草原 草原性植物の定着 水生植物の定着	0.7	ha
③	水路(上池～下池)	緩やかに流れる常水のある湿地環境	0.1	ha

計 1.3 ha
合 計 65.3 ha

4 各ゾーンごとの施業目標と施業内容（R5～R9）

I 保全ゾーン

	区 域 名	目標景観	現 況	現況写真	目標イメージ	5年間の施業内容 (今後の課題)	施業実施の考え方
①	どんぐり谷下流域（北側） 0.5ha	落葉広葉樹の森 竹林	・エノキやムクノギ、カラスザンショウの優占する高木林である。（自生のエノキあり） ・下層はアラカシ、ムクノギが優占している。 ・林床には希少なラン科植物が生育している。 ・ゴマダラチョウ等の森林性のチョウが生息している。 ・竹林（マダケ・ハチク）の拡大が見られたが、三木山サポーター「竹林クラブ」との協働作業で整備が進み、拡大が防止されている。 ・植生遷移により照葉樹林化する可能性がある。 ・令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多くみられ、重大事故につながる可能性の高い落枝・倒木が発生している。県道20号側の道路、歩道に落枝や倒木などの危険性の高いコナラ、アベマキの高木については処置したが、未だ林内にはナラ枯れ被害木が多く残る。		・エノキ・ムクノギが優占する高木林。 ・優占種に加え、園内では個体数の少ないカラスザンショウ、ハリギリ、アオハダの生育する森林。 ・林床にラン科植物等が生育する森林。	竹林整備：0.03ha×5ヶ年 (令和5年～令和9年) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	・基本的には、積極的施業は行わないが、カラスザンショウやハリギリ、アオハダは、照度を要する樹種であるので、生育条件を確保するための選択的除間伐を状況に応じて実施する。 ・竹林（マダケ・ハチク）の拡大を防ぐため「竹林クラブ」との協働やイベントを活用した施業を検討・実施する。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者と境界隣接地へ被害を与える可能性があるため、園路付近と境界沿いの枯死木から順次伐倒処理を行っていく。 ・ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。
②	二又のコナラの谷 5.2ha	落葉広葉樹の森	・コナラとアラカシが優占する高木林である。 ・林床はネザサの繁茂が著しい。 ・公園内で比較的大型の野生動物（タヌキ、イタチ）の痕跡が見られる。 ・過去にフクロウが棲息するなど、多種の鳥類の棲息が確認されている。 ・崩壊地が3箇所確認されているが、そのうち2箇所については安定している。 ・令和3年度のナラ枯れ被害により二股コナラが枯損したため伐倒処理を行い、現在は切り株のみが残る（2～3年で朽ちるとされる）。令和2年度にナラ枯れ被害を受けた高木が特に多く、多くの枯損木を伐倒駆除したが、林内には未だ被害木が多く残存している。		・コナラ、アラカシを主体とした階層構造が発達した森林。 ・野生動物や鳥類の生息に適した森林。	(今後の植生遷移を観察し、必要な施業を検討) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	・目標林への誘導は、原則として植生遷移に委ねることとし、区域内の施業は必要最小限とする。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処理を行っていく。 ・ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。
③	調整池北側 2.3ha	常緑広葉樹の森	・園内で古くから植生遷移に委ねたエリアで、施業はほとんど実施していないが、平成16年度に一部地域を「漁業者の森」として植栽・保育を実施。既に周辺森林と一体化している。 ・高木層にアラカシが優占する森林である。 ・亜高木層以下にも常緑広葉樹が多く見られ、階層構造も発達している。 ・野生生物の生息場所として貴重な環境であり、特に鳥類の繁殖、活動に適した森林環境を呈している。 ・市の水源地用のバイフライン上は帯状伐採地となっている。 ・植生遷移により照葉樹林化する可能性がある。		・周辺地域と一体となった「生物回廊（コリドー）」として位置づけられる森林。 ・アラカシとツブラジイを主体とした、階層構造が発達した森林。 ・亜高木層には、カクレミノ、モッコク等の常緑広葉樹が生育する森林。 ・野鳥（主に小型）の生息に適した森林。	(今後の植生遷移を観察し、必要な施業を検討) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	・原則として、施業を行わずに植生遷移に委ねる。 ・園路、遊歩道沿いは、来園者への安全確保や、通行に支障のない範囲で林縁部の育成を図る。 ・境界および遊歩道から離れた位置にあり、来園者の安全に問題がないと判断される枯損木はそのまま残し、野鳥や昆虫の棲息環境の保全を図る。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処理を行っていく。

			令和2年度からのナラ枯れ被害に遭った高木が多く、境界と歩道沿いを除き、林内には伐採しきれていないナラ枯れ被害木が多く残る。				ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。
④	調整池南側 2.0ha	落葉広葉樹の森	- 尾根部はヤマモモ、ソヨゴが、斜面部はコナラが優占する高木林である。 - 野生生物の生息場所として貴重な環境であり、特に野鳥の繁殖、活動に適した森林環境を呈している。 - 令和2年度から続くナラ枯れ被害に遭った高木が見られ、境界沿い・園路沿いにある落枝、倒木の危険性が高い枯損木を伐倒駆除したが、林内には伐採しきれていないナラ枯れ被害木が残る。 - アラカシ・ヤマモモ・ソヨゴ・コナラなどの高木が多く、県道22号沿い・区域北側の民家から公園に向けて設置されている電線を高木の枝葉が圧迫しているため、電線や道路に被害が出る可能性がある。 - アラカシ・コナラの高木から出る樹液に誘引されたオオスズメバチが集まり、餌場となっている箇所がよく見られる。	 地蔵口から遊歩道を上がったところの林況	- 周辺地域と一体となった「生物回廊（コリドー）」として位置づけられる森林。 - コナラ・アベマキ等の落葉広葉樹が優占する高木林を主体に、亜高木層はアラカシを主体とした階層構造が発達した森林。	（今後の植生遷移を観察し、必要な施策を検討） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 （随時）	- 原則として、施策を行わずに植生遷移に委ねる。 - コナラ等落葉樹が生育する多様な林相に改善するため、ヤマモモ、コナラの選択的伐採を行う。 - 鳥類等の多種多様な生息環境を保全するために、来園者の安全な利用に支障のない程度に、枯損木や灌木を残すような選択的除間伐を必要に応じて実施する。 - 園路、遊歩道沿いは、来園者への危険や通行に支障のない範囲で林縁部の育成を図る。（選択的な下刈りの実施） - 区域の近くを電線がとおっているため、電線にかかる高木については、適宜、除伐、枝払いを実施する。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処理を行っていく。 - ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。
⑤	どんぐり谷上流 2.5ha （どんぐり谷中間から車庫倉庫周辺まで）	（尾根部） 常緑樹の森 竹林	- コナラ・アベマキを中心とした高木が多く、令和3年度で最もナラ枯れ被害が多かった場所で、今も林内に枯損したナラ枯れ被害木が多く残るため、保全ゾーン①と同じく、現在は谷底の園路（遊歩道）を封鎖している。 - 東端の市道下の竹林（モウソウチク）は、三木山サポーター「竹林クラブ」との協働作業で整備しているが、拡大の恐れがある。		現存樹種での階層構造の発達した森林。	竹林整備： 0.04ha×5カ年 （令和5年～令和9年） 刈払い：0.20ha （令和9年） ※上流部施設周辺	- 原則として施策は行わず、植生遷移に委ねる。（ただし、公園境界部分は除く） - 松くい虫被害木については、遊歩道沿いなど来園者の安全確保や景観上望ましいと判断される個体については伐倒し、林外へ持ち出し園内処分する。 - 竹林（モウソウチク）の拡大を防ぐため「竹林クラブ」との協働やイベントを活用した施策を検討・実施する。
		（谷部） 落葉広葉樹の森	50～70年生のコナラ、リョウブ、タカノツメ等の高木～亜高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアと、アラカシ、ソヨゴ、クロガネモチ等の常緑広葉樹が優占するエリアが大勢を占める。 - 比較的土地が肥沃なため、コナラ、リョウブ等の高木が多いが、それらに被圧され、亜高木層以下に枯損木が多い。 - 令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多く、重大事故につながる可能性の高い落枝・倒木が発生しているため、谷底の歩道を現在封鎖中である。		- コナラ等落葉広葉樹を主体とした階層構造が発達した春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 - 枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。	（今後の植生遷移を観察し、必要な施策を検討） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 （随時）	- 谷部に見られるコナラやクリ等の巨木の保全を図るため、常緑広葉樹の選択的間伐を行う。 - 野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる環境の保全と育成を図るため、下刈りや除間伐といった施策は選択的に実施する。また、伐倒木を活用した新たな生息場所の増設等を実施する。 - 谷部に生育するシュスラン、ムヨウラン、コクランの保全を図るため、定期的な巡視を実施 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処理を行い、落枝、倒木などの被害の確立を下げ、安全を確保したうえで谷底の歩道の封鎖解除を目指す。 - ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。

		(南端部) ススキ草原 (ロボットゲート 付近)	- 平成20年度より林縁法面を利用しススキ草原を造成した。オミナエシなどの草原性植物も加え、草原環境の維持を図っている。 - アレチケツメイが群生している。(ツマグロキチョウの食草) - 実生のアカマツが生育している		- 草原性の昆虫、野鳥が出現する生きものの多様性に富んだ草原。 - 草原環境にあるススキ、カワラナデシコ、キキョウ等により多様性が増すことによる景観の向上。	毎年度の施業は、「三木山森林公園生物多様性戦略」に基づき実施。	- 林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 - 年1回の刈り払いを行い、ススキ草原の維持を図る。
⑥	もみじ谷上流 1.8ha (イベント広場裏)	落葉広葉樹の森	- 谷部では比較的土壌が肥沃なため、コナラ、リョウブ等落葉広葉樹の優占する森林である。 - 尾根部のアカマツ林分は、松くい虫被害による枯損が著しい。 - アズキナシ・エゴノキの太木が生育している。 - コクラン、ミヤマウスラ、ノギランが生育している。 - 斜面下部の谷部に多量の土砂の流出が見られていたが、土留め等の対処により安定している。 - 令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多く、特に園路沿いでの伐採を重視したため、園路沿いは明るくなった。未だ林内には多くのナラ枯れ被害木が残る。	 うっそうとした急斜面が多い	- 春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 - 枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する、生物多様性に富んだ森林。	(今後の状況により、「来園者の安全確保を目的とした林相整備」の実施を検討)	- 基本的には、積極的な施業は行わないが、来園者の安全な利用に支障となる樹木、枝、等の選択的な除間伐、枝払い等の施業を必要に応じて実施する。 - 林内および林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 - 松くい虫被害木については、来園者の安全や景観上望ましいと判断される個体については伐倒し、林外へ持ち出し園内処分する。 - 希少種のオオバノトンボソウやミヤマウスラ、コクランの保全を図る。 - 林床のネザサはウグイスの巣営場所となっているので、むやみな刈払いは実施しない。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、来園者への危険性が高い枯死木から順次伐倒処理を行っていく。 - ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。

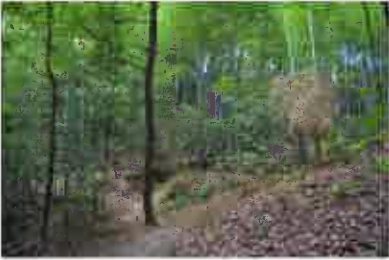
※ナラ枯れ被害対策
枯損木伐倒処理等
(随時)

Ⅱ 準保全ゾーン

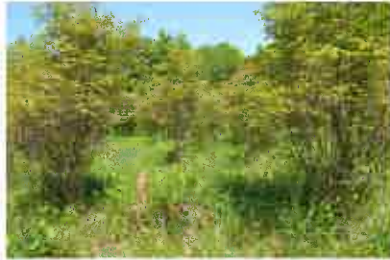
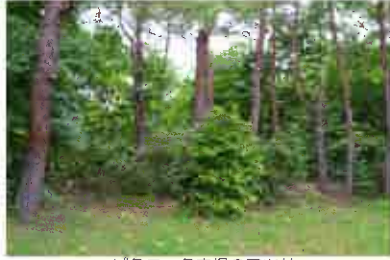
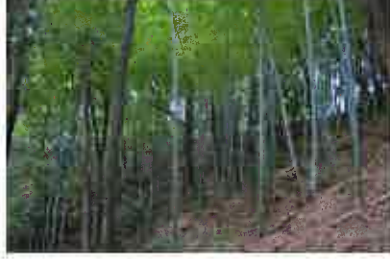
区 域 名	目標景観	現 況	現況写真	目標イメージ	5 か年間の施策内容 (今後の課題)	施策実施の考え方
① どんぐり谷北 谷・南谷 4.5ha	常緑樹の森 アカマツ林	- 谷部では、比較的土壌が肥沃なため、コナラ、リョウブ等落葉広葉樹の高木～亜高木が優占しているが、亜高木層以下には被圧された枯損木が多い。 - 尾根部のアカマツ林分は、松くい虫被害による枯損が著しい。 - 令和2年度のナラ枯れ被害木の伐倒処置により、林内は明るくなっている。 - 令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多く、特に園路沿いでの伐採を重視したが、未だ林内には多くのナラ枯れ被害木が残る。		- 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。	※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 (随時)	- 林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図るため、下刈りや除間伐といった施策は選択的に実施する。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、来園者への危険性が高い枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
	常緑樹の森 アカマツ林	- 谷部では、比較的土壌が肥沃なため、コナラ、リョウブ等落葉広葉樹の高木～亜高木が優占しているが、亜高木層以下には被圧された枯損木が多い。 - 展望台の周辺樹木が高木化し、展望を妨げている。 - 区域全域で令和2年度、3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多い、園内の安全確保の為、園路沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。 - ナラ枯れ被害により高木が枯損した結果、林内は明るくなっている。	 展望休憩舎から市街地方面	- 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。	(必要に応じて、展望休憩舎の展望を妨げている高木を選択的に除去) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 (随時)	- 林内および林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図るため、下刈りや除間伐といった施策は選択的に実施する。 - 松くい虫被害木について、遊歩道沿い、展望台等施設周辺にあり来園者の安全に影響がある個体は伐倒除去する。また、園路沿いのアカマツで、来園者の安全や景観上望ましいと判断される個体は、樹幹注入等で、松くい虫被害の防止に努める。園路から離れた位置にあり、来園者の安全上問題ないと判断される個体は、昆虫や野鳥の営巣木として活用する。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、来園者への危険性が高い枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
② もみじ谷北側斜 面 0.7ha (「やまもも尾 根とモミジ谷右 岸中腹道に囲ま れた区域」)	常緑広葉樹の森	- 区域内で、松くい虫被害によるアカマツの枯損が著しい。 - 遊歩道沿いは、アカマツの実生、ササ類の繁茂が目立つ。 - 下層にコバノミツバツツジ等ツツジ類が増加してきている。 - 令和2年度、3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が点在する。	 右上がヤマモモ尾根の斜面	- 春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 - 遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。 - ヤマモモ等の常緑広葉樹により木陰を散策者に提供できる森づくり	林相整備 (0.1ha) (令和9年) ※やまもも尾根広場 (今後の状況により、「癒しの休憩所を作る事を目的とした林相整備」の実施を検討) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 (随時)	- 遊歩道沿いは、通行に支障のないように林相整備を実施する。 - 来園者にツツジ類の花を楽しんでもらえるよう被圧木の選択的伐採等を行う。 - ナラ枯れ被害による枯死木が残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、来園者への危険性が高い枯死木から順次伐倒処置を行っていく。

③	もみじ谷尾根周辺 3.1ha (もみじ谷左岸・もみじ谷尾根含む)	落葉広葉樹の森 アカマツ林	・リョウブ、タカノツメ等の常緑高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアとアラカシ、ソヨゴ、ヤマモモ等の常緑広葉樹が優占するエリアが混在している。 ・斜面上中位から尾根部にかけては、林地生産力の低い土壌が広がるが、相対照度が高く、中層木中高木が多い。アラカシ、ソヨゴ、ヤマモモといった常緑樹が優占している。 ・谷部にアラカシ、クロガネモチなどの大木が点在している。 ・全体的に、階層構造が発達している。 ・遊歩道沿いのササ類およびシダ類の繁茂が著しい。 ・平成30年度より、一部区域を「KoCoroのMori」として整備に取り組んでいた、令和4年度4月から、範囲を拡大している。 ・令和元年度にもみじ谷奥と大芝生広場側の斜面の一部で低林管理を実施した。直径35cmを超える木からの萌芽は少ないが、高層木がなくなり林内は明るくなったため、先駆性植物と落ちたドングリからの発芽が多く見られる。 ・令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した斜面上の高木が倒れ、園路上の通行を妨げる事態が発生した。 ・令和4年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が特に多く、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。	 もみじ谷左岸の大木  大芝生広場背面の低林管理候補地	・春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。(常緑広葉樹が混在する林分を含む。) ・遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。 ・アカマツ林としての景観の保全を図る。 ・きのこのあすまやから大芝生広場方向が眺望できる。	林相整備(0.1ha×3ヶ年) (令和6年～8年) 刈払い:0.2ha×4年 (令和6～9年) ※きのこのあすまや周辺 ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	・森の文化館2階テラスおよび大芝生広場からの景観を意識した施策を行う。 ・林縁部の茂みについては、利用者の通行を確保すべき区域と、野生生物の生息環境となる保全をはかるべき区域とのラインを自然環境調査から明確にし、適切に刈払い作業を実施する。 ・林内および林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 ・アカマツについて、遊歩道、あすまや等施設周辺において来園者の安全や景観上好ましいとされる個体は薬剤の樹幹注入によるアカマツの保全を図る。 ・アカマツの松くい虫被害木は、伐倒・林外へ持ち出し、園内で処分する。 ・きのこのあすまやからの見晴らしを確保するための林相整備を適宜実施する。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処理を行っていく。 ・大規模なナラ枯れが発生した箇所において、景観に配慮しつつ森の若返りに繋がるよう、刈払いをはじめ林相を整えるための作業を行う。
---	--	----------------------	---	---	--	--	--

④	もみじ谷尾根周辺 1.8ha (KoCoro の Mori)	落葉広葉樹の森 アカマツ林	・リョウブ、タカノツメ等の高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアとアラカシ、ソヨゴ、ヤマモモ等の常緑広葉樹が優占するエリアが混在している。 ・斜面上中位から尾根部にかけては、林地生産力の低い土壌が広がるが相対照度が高く、中位から高木が多い。アラカシ、ソヨゴ、ヤマモモといった常緑樹が優占している。 ・谷部にアラカシ、クロガネモチなどの大木が点在している。 ・全体的に、階層構造が発達している。 ・遊歩道沿いのササ類およびシダ類の繁茂が著しい。 ・平成30年度より、一部区域を「KoCoro の Mori」として整備に取り組んでいた、令和4年度4月から、範囲を拡大している。 ・令和元年度にもみじ谷奥と大芝生広場側の斜面の一部で低林管理を実施した。直径35cmを超える木からの萌芽は少ないが、高層木がなくなり林内は明るくなったため、先駆性植物と落ちたドングリからの発芽が多く見られる。 ・令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した斜面上の高木が倒れ、園路上の通行を妨げる事態が発生した。 ・令和4年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が特に多く、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。		・春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。(常緑広葉樹が混在する林分を含む。) ・遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。 ・アカマツ林としての景観の保全を図る。 ・きのこのあすまやから大芝生広場方向が眺望できる。	林相整備：0.10ha×5ヶ年 (令和5～9年) ※ウッドィ広場西下の谷 (「KoCoro の Mori」) 松枯れ対策として、樹幹注入を必要に応じ実施	・森の文化館2階テラスおよび大芝生広場からの景観を意識した実施を行う。 ・林縁部の茂みについては、利用者の通行を確保すべき区域と、野生生物の生息環境となる保全をはかるべき区域とのラインを自然環境調査から明確にし、適切に刈払い作業を実施する。 ・林内および林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 ・アカマツについて、遊歩道、あすまや等施設周辺において来園者の安全や景観上好ましいとされる個体は薬剤の樹幹注入によるアカマツの保全を図る。 ・アカマツの松くい虫被害木は、伐倒・林外へ持ち出し、園内で処分する。 ・きのこのあすまやからの見晴らしを確保するための林相整備を適宜実施する。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。 ・大規模なナラ枯れが発生した箇所において、景観に配慮しつつ森の若返りに繋がるよう、刈払いをはじめ林相を整えるための作業を行う。
⑤	連絡道両側 1.8ha	落葉広葉樹の森	・コナラ、リョウブ等の高木～中木主体の落葉広葉樹が優占するエリアと、アラカシ、ソヨゴ等の常緑広葉樹が優占するエリアが大勢を占める。 ・林冠が閉鎖した環境で、ヒサカキ、アジサイなど陰樹に属する下層植生が見られる。 ・日陰になった谷地形の湧水箇所からトウカイモウセンゴケが生育している。 ・野鳥がよく観察できるエリアである。 ・令和2年度、3年度からナラ枯れ被害が点在し、枯損していないコナラにもフラス発生木が多く確認されている。		・エントランスからイベント広場に誘うメイン通路の両側の森林として、来園者に春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じてもらえる森林。 ・メイン通路や遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。	園地管理として草刈り等を実施 ※湿地部および遊歩道（ハーベキュー広場～エントランス広場沿い） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 (随時)	・来園者に四季折々の森林の表情を楽しんでもらうため、適宜刈りや間伐の実施を行うが、野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図るため、刈り払い樹種等は選択的に実施する。 ・食虫植物であるトウカイモウセンゴケの生息場所周辺を明るくするなど環境の保全を図る。 ・松くい虫被害木の伐倒除去および遊歩道、あすまや等施設周辺において安全および景観上必要なものは樹幹注入により、アカマツの保全を図る。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、来園者への危険性が高い枯死木から順次伐倒処置を行っていく。

		(イベント広場の林縁) ススキ草原 チガヤ草原	平成21年度より林縁部にススキ草原を造成し、維持を図っている		- 林縁部に草原環境を維持することにより、草原性の昆虫、野鳥が出現する生きものの多様性に富んだ草原。 - 草原環境にあるススキ、カワラナデシコ、キキョウ等により多様性に富んだ景観の向上。	毎年度の施業は、「三木山森林公園生物多様性戦略」に基づき実施（草原の維持対策）	- 林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 - ススキなど草原性植物を今後継続的に維持管理することで、草原性の昆虫、野鳥の出現を促し、生き物の多様性に富んだ環境づくりを進める。
⑥	大芝生広場西斜面上部 4.7ha （「KOBELCOの森」）	落葉広葉樹と常緑広葉樹の森	- 平成28年度より、「KOBELCOの森」として整備に取り組む。 - 尾根部のアカマツは、松くい虫被害による枯損が著しい。 - 谷部は、比較的肥沃であり、コナラ、リョウブ、タカノツメ等の落葉広葉樹が優占する高木林が体勢を占める。 - 常緑広葉樹は、ソコゴとヤマモモが優占している。 - 林縁部では、ツツジ類が多く見られる。 - アラカシ・コナラの高木から出る樹液に誘引されたオオスズメバチが集まり、餌場となっている箇所がよく見られる。 - 区域全域で令和2年度、3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多い、園内の安全確保の為、歩道沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ被害木が残る。	 	「企業の森」による「高林管理」のモデル林となる森林。 - 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 鬱蒼とした林分では、多様な動植物が生育する生物多様性に富んだ森林。	林相整備：0.20ha×5ヶ年 （令和5～9年） ※KOBELCOの森 （コバノミツバツツジの保全） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 （随時）	- 企業の森「KOBELCOの森」として、コベルコ関係者が不要木の選択的伐採を行う。 - 利用者の安全な通行及び遊歩道沿いのツツジ類（特にコバノミツバツツジ）の維持を図るため、不要木を継続的に除去する。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
⑦	森の小劇場周辺 3.2ha （小劇場南・上部）	落葉広葉樹の森 竹林	50～70年生のコナラ、リョウブ、タカノツメ等の高木～高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアと、アラカシ、ソコゴ、クロガネモチ等の常緑広葉樹が優占するエリアが大勢を占め、他にイチチョウ、スギの植栽地がある。 - 一部、園芸種の侵入が見られる。（近隣から運ばれてきた可能性がある。） - 竹林（モウソウチク）の拡大が著しかったが、イベントおよび三木山サポーター「竹林クラブ」との協働作業により拡大が防止されている。 - 森の小劇場周辺は令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が特に多く、フラスの発生していないコナラはまれである。園内の安全確保の為、歩道沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。		- 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 森の小劇場に隣接する森林として、春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 - 遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。	下刈り：0.10ha×4ヶ年 （令和6～9年） ※遊歩道沿いおよびイチチョウ植栽箇所 林相整備：0.10ha （令和6年） 竹林整備：0.20ha×5カ （令和5～9年） ※森の小劇場奥竹林の歩道等への拡大防止 ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等 （随時）	- 林内に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 - 竹林（モウソウチク）の拡大を防ぐため、「竹林クラブ」との協働やイベントを活用した施業を検討・実施する。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。

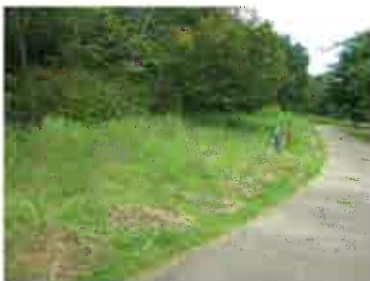
⑧	上池谷 4.0ha	落葉広葉樹の森	・50～70年生のコナラ、リョウブ、タカノツメ等の高木～亜高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアと、アラカシ、ソヨゴ、クロガネモチ等の常緑広葉樹が優占するエリアが大勢を占める。 ・谷部では、比較的土壌が肥沃なため、コナラ、リョウブ等落葉広葉樹の高木が多いが、それらに被圧され亜高木層以下に枯損木が多い。 ・下層において、タカノツメの実生が特に多い。 ・園芸種の侵入が見られる。 ・尾根部の竹林（モウソウチク）の拡大も見られたが、イベントおよび三木山サポーター「竹林クラブ」との協働作業により拡大が防止されている。 ・小規模な谷の浸食、土砂の崩壊・流出と堆積などが見られる。 ・令和2年度、3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が特に多い。林内は明るくなったが、枯損木の落枝と倒木の危険性が増している。園内の安全確保の為、園路沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。 ・令和2年度に高齢木間伐を行ったため、林床に光が入り、コシキイチゴ、タラノキなどの先駆性植物が目につく。	 上池谷の土砂堆積状況	・現存樹種での階層構造の発達した森林。 ・森の文化館音楽ホールに隣接する森林として春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 ・遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。 ・来園者の安全、上池の水質保全等のため森林・林地の保全に配慮された森林。	林相整備：0.10ha×2年（令和8～9年） 竹林整備：0.01ha×5（令和5～9年） （歩道の谷渡りの部分での、護岸工修繕の実施） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等（随時）	・林内に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 ・園芸植物類は基本的に除去する。 ・竹林（モウソウチク）の拡大を防ぐため、「竹林クラブ」との協働による施策を検討・実施する。していく。 ・森林・林地の保全対策等を検討する。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
⑨	ピクニック広場 周辺 4.2ha	落葉広葉樹の森 アカマツ林	・アカマツが主体の林分であるが、松くい虫被害による枯損が目立つ。 ・一方で、遊歩道沿いに実生のアカマツが多く、成長が著しい。 ・ピクニック広場周辺および遊歩道沿いでは、薬剤防除を実施し、アカマツの保全に努めてきた。 ・アカマツ以外ではコナラ、リョウブ、タカノツメ等の落葉広葉樹や、ソヨゴ、アラカシ等の常緑広葉樹の高木が優占する。 ・公園進入路とピクニック広場の間の林分は、緩衝域として施策をほとんど実施していない。 ・チョウの森クラブの活動地であり、きめ細やかな配慮をして管理に努めている。 ・自然遷移に委ねているため、チョウの道周辺を含め林内は混み合っている。 ・区域全域で令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多い、園内の安全確保の為、園路沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。	 チョウの道の現況	・アカマツを主体とする尾根部のなだらかな区域では、明るく、広場から林内へ誘うような森林。 ・ピクニックに最適な広場とし、その周りの森林は、春の新緑、夏の木陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 ・遊歩道から離れた区域は、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林 ・区域の一部の森林では、チョウが舞飛ぶ環境が整備できている。	林相整備：0.20ha（令和8年） （遊歩道沿いでチョウの森管理を兼ねて実施） （「チョウの森」の今後の目標林型・整備方法の検討） （あずまやから大芝生広場への眺望確保） ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処置等（随時）	・アカマツの保全を図るため、ピクニック広場および遊歩道沿いの松くい虫被害による枯損木は伐倒、林外への搬出を行い、園内で処分する。・被害跡地に抵抗性マツを植栽し、松くい虫に抵抗性のあるアカマツ林の造成を図る。 ・林内に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 ・ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。

10	東地区 10.4ha (「ひょうご森の倶楽部」の活動区域)	(尾根部) 常緑樹の森 竹林	- アカマツの松くい虫被害による枯損が著しい。 - 竹林は三木山サポーター「ひょうご森の倶楽部」と協働作業による拡大が防止されている。 - 尾根部のアカマツ林で、ひょうご森の倶楽部が元氣マツなどを植栽している。 - ひょうご森の倶楽部が尾根の一部でコバノミツバツツシ園として低木林管理に取り組んでいる。		- 基本的には、大きな植生変化を加えず施策する。 - 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 明るく見通しのきく森林。 - 枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林に誘導する。	竹林整備：0.10ha×5カ年 (令和5～9年)	- 照度管理による林相整備(除間伐、枝落とし、枝払いなど)を行う。 - 枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などは選択的に残し、生物の多様性に富んだ森林への誘導を三木山サポーター「ひょうご森の倶楽部」と共に進める。 - 竹林整備については、管理竹林としている部分を抜き、周辺からの侵入竹の除伐を今後も計画的に継続する。
		(谷部) 落葉広葉樹の森	- 三木山サポーター「ひょうご森の倶楽部」の活動場所として提供。 - 三木山森林公園の従前の里山環境を一番残している森林で、下層植生も豊である。 50～70年生のコナラ、リョウブ、タカノツメ等の高木～亜高木主体の落葉広葉樹が優占するエリアとアラカシ、ソヨゴ、クロガネモチ等の常緑広葉樹が優占するエリアが大勢を占める。 - 林床には、クロヤツシロランが生育している。 - ササコリ、キンランを育成している。 - 区域内北東では、境界沿いの人工法面から、土砂の流出が確認されている。 - 区域全域で令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が見られ、県道や民地に影響を与える枯損木について伐採処理に取り組んでいるが、未だ林内には多くのナラ枯れ木が残る。		- 現存樹種での階層構造の発達した森林。 - 明るく見通しのきく森林。 - 春の新緑、夏の本陰づくり、秋の黄葉、冬の日だまりと四季折々の表情を感じられる森林。 - 枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などが混在する生物多様性に富んだ森林。 - 林床にあるイノデ類、ヒメカンアオイ、タニギキョウ、オオカナワラビなどの保全を図り、生物多相な里山。	林相整備：0.20ha×5カ年 (令和5～9年) 刈払い：0.20ha×2ヶ年 (令和8～9年) (三木山の本来の植生を保存する場所と、 新緑に整える場所 ナラ枯れ後の自然遷移の明確な区分) ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	「ひょうご森の倶楽部」と共に、枯損木や枝、常緑広葉樹、野鳥の好む実のなる木などは選択的に残し、生物の多様性に富んだ森林への誘導を進める。 - 照度管理による林相整備(除間伐、枝落とし、枝払いなど)を行う。 - 流量の多い場所に小規模な堤を造成して、湿地区域を造成する。 - カンアオイの群生が数カ所見られる。谷全体に広がるよう移植を進める。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、倒木が発生して林内が荒れないよう、枯死木を順次伐倒していく。
D	アカマツ林 (園内各所)		- かつては全山がアカマツ林であったが、昭和40年代後半からの松枯れ被害により、最盛期の20%以下の面積に激減した。 「きのこのあすまや」周辺、「峠」付近、「ピクニック広場」周辺に林分としてまとまって残っている。 - 毎年、松くい虫による著しい被害があったがマツ林の減少により枯れ松の量も減っている。 - 残った健全なアカマツ林の保護のため、施設や遊歩道沿いを中心に薬剤の樹幹注入作業を行っている。		松くい虫被害木の無い健全な松林。		- 松くい虫被害にあった枯れ松の内、来園者の安全に支障があると判断した個体について伐倒、林外への搬出、園内で処分を行う。 - 施設や遊歩道沿いで来園者の安全のため必要と判断した個体には、松くい虫被害防止のための定期的な薬剤注入を行う。
E	竹林 (園内各所)		「森の小劇場」奥、「どんぐり谷下流域」尾根部、「東地区」尾根部等にまとまった竹林がある。 「東地区」の竹林は三木山サポーター「ひょうご森の倶楽部」と、他の園内各所の竹林は三木山サポーター「竹林クラブ」と協働で整備しており、竹林面積の拡大がおさまるなど、竹林拡大防止に成功している。 「森の小劇場」奥の竹林で毎年、竹林整備のイベントを実施している。 「竹林クラブ」により伐採された竹は、他の三木山サポーターによりクラフト材料、炭焼きなどに活用している。		- 竹林の拡大を防止 1量の広さに1本程度生育している竹林。	(箇所別の施策内容は、竹林クラブと協議・検討)	- 面積の拡大を防ぐため、除伐を行う。 - 本数調整のための間伐を、引き続き、「竹林クラブ」「ひょうご森の倶楽部」と協働で行う。 - 伐採した竹材については、イベントでの利用や三木山サポーターの活動(クラフト材料、炭焼き、等)および公園の柵工などへの活用を図る。

Ⅲ 利活用ゾーン

	区 域 名	目標景観	現 況	現況写真	目標イメージ	5年間の施業内容 (今後の課題)	施業実施の考え方
①	どんぐり谷下流域 2.5ha (道の北側)	落葉広葉樹の森 (尾根部 アカマツ林)	- コナラ、アベマキ、リョウブ等の高木～高木の落葉広葉樹林が優占し、うっ閉した状態となっていたが、ナラ枯れ被害の多発により上層の高木（コナラ、クリ等）が枯損したため、林内は明るくなっている。 - かつて人為的に伐採したギャップは、マツを中心とした灌木林となっている。 - カシノナガキクイムシをはじめとし、害虫の被害木も見受けられる。 - 令和3年度のナラ枯れ被害により枯損した高木が多く、重大事故につながる可能性の高い落枝・倒木が発生しているため、谷底の園路（遊歩道）を現在封鎖中である。 - ナラ枯れ被害により高層木がなくなったため、林内は明るく改善され、園路（遊歩道）の封鎖により人の踏み込まない環境になったため、先駆生植物のコジキイチゴやタラノキ、ヤマイモなどのツル性植物が目立つ。		森林で遊ぶことの楽しさを通じて、森林のすばらしさや大切さを学ぶことのできる「森林レクリエーションの場」としての森林。	林相整備 0.10ha×5ヶ年 (令和5～9年)	- ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行い、落枝、倒木などの被害の確立を下げ、安全を確保したうえで谷底の歩道の封鎖解除を目指す。 - ナラ枯れ枯死木の伐採後は、原則植生の遷移に任せるが、必要に応じて先駆性植物の刈払い及び落葉樹や郷土植物の補植などを行う。
②-1	香りの道 0.4ha	植物の香りを楽しむ森	平成21年度から3年計画で整備し、かつての三木山サポーターである「香りの道クラブ」の助力も得ながら、誰もが五感を通して香りを楽しむことのできる植物園を目指して整備した。クスノキ科、ミカン科、モクセイ科、モクレン科など香りに特徴のある植物を科でまとめて植栽し、園路の途中に「香りの広場」を設けて来園者が植物園機能を楽しめるよう配慮している。		- 芳香を楽しめる木本、草本が園路沿いに植栽され、四季を通じ香りを楽しめる森林。 - 香りの道周辺の一部は、コバノミツバツツジが優占し、春には園路沿い一面に開花する。 - 園路沿いに一定間隔で高木を残し木陰を確保。	低木林管理0.10ha×5カ年 (令和5～9年) ※高くなりすぎたミツバツツジは、中段で剪定	- コバノミツバツツジの純林化のため、「低木林管理」施業を導入継続する。ただし、一部木陰を確保するため、上木を残す。 - 開花を促進する樹木の剪定管理と、侵入雑草木の刈り払いの実施。 - イシモチソウやオオバノトンボソウの生育環境を保全するためネザサ刈などの施業を随時人力で行う。
②-2	ツツジの咲く尾根 2.1ha	ツツジの咲く尾根	- ソヨゴ、ヤマモモ、コナラ、等の高木の樹下にコバノミツバツツジ、モチツツジなどの株立ちが群生している。 - 低木林管理を実施し、コバノミツバツツジの純林を目指している。日照を妨げている高木を除去し、コバノミツバツツジを刈り揃え、花の咲く香先に手の届く範囲で花の観察が楽しめるよう小径を整備した。 - 下層には笹が繁茂しているため、毎年刈払いを行って繁茂を抑制している。 ※三木市天然記念物記述を追記		- コバノミツバツツジが優占し、春には園路沿い一面に開花する。 - 園路沿いに一定間隔で高木を残し木陰を作る。	低木林管理0.10ha×5カ年 (令和5～9年) ※高くなりすぎたミツバツツジは、中段で剪定 刈払い：0.10ha×5カ年 (令和5～9年) 林相整備：0.10ha (令和6年) ※ポケット広場および遊歩道沿い	- コバノミツバツツジの純林化のため、「低木林管理」施業を導入する。ただし、一部木陰を確保するため、上木を残す。 - 来園者がコバノミツバツツジを楽しみながら散策ができるよう、小径を作り、毎年下刈りを行う。 - 林内の希少種イシモチソウやオオバノトンボソウの生育環境を保全するための随時施業を人力で行う。（自生の状況と施業による影響要確認）

③	もみじ谷 3.1ha (もみじ谷右岸 入口から茶室周 辺まで)	もみじ谷	- 公園内では比較的土壌が肥えた谷筋で、その流れ沿いにモミジを列状に植栽している。 - 谷の両斜面には、約70年生のコナラ等の高木が優占する中にリョウブ、タカノツメなどが混在する落葉広葉樹林がひろがり、モミジが被圧している。 - 実生のモミジの生長も著しい。 - 人の入り込みが激しく、踏圧被害が見られる。 - アカマツが点在するが、松くい虫被害が著しい。 - 枯れマツ伐倒によるギャップあり（モニタリングの必要あり） - 初夏および秋にはキノコ類の発生が多い。 - 観察池に野鳥観察場が設けられ、冬には野鳥の姿を楽しめる。 - 観察池および奥の池には、モリアオガエル等が観察される。 - 新しい森づくりの低木林整備や、ナラ枯れ被害木の伐採などを行ったため、日当たりが良くなり、園路沿いが明るくなるとともに秋にモミジが色づくようになった。 - 令和2年度、令和3年度に発生したナラ枯れ被害により枯損した高木が目立つ箇所、重大事故につながる可能性の高い落枝・倒木が発生しないように園路付近の伐倒処置に取り込んでいる。	 もみじ谷のモミジ植栽木	- 流れ沿いに遊歩道が設置されているので、秋には紅葉を楽しみながら散策できるモミジ林 - 初夏、秋にキノコ観察などができる森林。 - 林内に水辺がある唯一の区域であり、水に関わるカエルなど生物の多様性に富んだ森林。	刈払い： 0.10ha×4ヶ年 (令和5～6,8～9年) 林相整備：0.30ha (令和7年) ※遊歩道、沿い、観察池周 辺等（一部人力施工）	- イロハモミジの成長と紅葉を促すための間伐、除伐を実施。 - 動植物の生息域となる下層植生の保護をはかり、下刈りは選択的に行う。 - 貴重種のコクランやミヤマウスラの生育環境の保全を図る。 - モミジ等の踏圧防止策を講じる（導線の変更、木道の設置など）。 - タツナミソウ、タチツボスミなどの里山を特徴づける草本類、動物の生息域となる茂みを選択的に残すような下刈りを実施する。その際、利用者の安全な通行とのバランスを考慮し、刈払いラインを明確にする。 - 施策実施時には、通行量が比較的多いため、通行者の安全の確保を図る。 - 区域内に3箇所ある水辺は、トンボ類、モリアオガエル、メダカなどの貴重な生息場所であるため、三木山森林公園生物多様性戦略によって整備を継続的に行う。 - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
④	進入路沿い斜面 下部 1.4ha	花の咲く雑木林	- 定期的にソヨゴなどの除伐を実施し、進入路側植栽木のへの被圧を軽減させている。 - 進入路沿いのユリノキの落枝が目立つ。	 進入路沿いのユリノキ・ヒラドツツジの植栽	公園の玄関口として、来園者に季節感を盛り上げ、林内へいざなえるよう見通しのよい明るい林分。	林相整備：0.30ha (令和6年)	- 自然林は、光量を確保するため林相整備を実施する。 - 松くい虫被害木については、来園者の安全や景観上望ましいと判断される個体については伐倒し、林外へ持ち出し園内処分する。
⑤	エントランス広 場北側 0.3ha (上池の東斜 面)	花の咲く雑木林	ヤマザクラ・ウメなどの花木を植栽している。北側の斜面に生える高木に被圧されていたが、斜面側でのコナラがナラ枯れ被害により減り、被圧が緩和されている。 ※鳥類？	 コナラの紅葉	森の文化館という公園の中心施設に近い林分として、来園者に季節感を盛り上げ、林内へいざなえるよう見通しのよい明るい林分。	林相整備： 0.10ha×5カ年 (令和5～9年)	

		(北東部林縁) 草原性植物の草原	- 平成21年度より、草原性植物(チガヤ等)を植栽、維持管理を行っている。 - 植栽植物の種子の採集、播種、育苗、植栽といった作業は、アドバイザーの指揮のもと、継続している。		林縁部に草原環境を維持することにより、草原性の昆虫、野鳥が出現する生きものの多様性に富んだ草原。 草原環境にあるカワラナデシコ、キキョウ等による生物多様性に富んだ景観の向上。	毎年度の施業は、三木山森林公園生物多様性戦略に基づき実施。	- 林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂み・草原の保全と育成を図る。 - オミナエシ、キキョウ、ナデシコなどの草原性植物を今後継続的に維持管理することで、草原性の昆虫、野鳥の出現を促し、生物の多様性に富んだ環境づくりを進める。
⑥	大芝生広場西斜面 (ポケット広場周辺) 1.5ha (コベルコの森下部・緩傾斜斜面のみ)	常緑広葉樹の森	- コナラ、ソヨゴ、リョウブ、ネジギ等落葉広葉樹の高木が優占する森林であったが、令和3年度、4年度のナラ枯れ被害によりコナラの多くが枯死している。園内の安全確保の為、トイレ及び休憩所と園路沿いは枯損木を伐採したが、未だ林内には多くのナラ枯れ被害木が残る。 - 中下層には、アラカシ、タカノツメ等の常緑広葉樹もみられ、階層構造が比較的発達している。 - 林縁の保全を図り、下刈りを控えたため林縁部の下草類の繁茂が著しい。 - ポケット広場周辺には、コバノミツバツツジ等、ツツジ類が多く見られる。 - ポケット広場には木々の下で休憩が出来るように、簡単なベンチなどが設置されている。		- 来園者が木々の下で安心して休憩できるような見通しのきく明るい森林。 - 春の新緑、夏の本陰、冬の木もれ日等、四季を感じてもらえる森林 - 林縁部は、昆虫類等が生息する生物多様性に富んだ森林。	林相整備0.10ha×5カ年 (令和5～9年) ※いずれもポケット広場およびその周辺整備 ※ナラ枯れ被害対策 枯損木伐倒処理等 (随時)	- ポケット広場内は、人が入り込みやすいように刈払いを適切に行う。 - 急傾斜地については刈払いを行わず林床の保護を優先する。 - 林縁部は、鳥類・昆虫類の生息域の確保をはかり、遊歩道の入口がない部分は、5m間隔で残す。 - 隣接するコベルコの森との整合性を図りながら施業する - ナラ枯れ被害による枯死木が多く残り、落枝、倒木が発生して来園者へ被害を与える可能性があるため、園路付近の枯死木から順次伐倒処置を行っていく。
		(北東部林縁) チガヤ草原	平成21年度より林縁部にチガヤ草原を造成した。カワラナデシコ、オミナエシ、キキョウなどの草原性植物も加え、草原環境を造成、維持を図っている。		林縁部に草原環境を維持することにより、草原性の昆虫、野鳥が出現する生きものの多様性に富んだ草原。 草原環境にあるチガヤ、カワラナデシコ、キキョウ等による生物多様性に富んだ景観の向上。	毎年度の施業は、三木山森林生物多様性戦略に基づき実施。	- 林縁部に点在する野鳥、昆虫や小動物のすみかとなる茂みの保全と育成を図る。 - 年1回の刈り払いを行い、チガヤ草原の維持を図る。 - チガヤは活着率が低いため、補植を定期的に行う。

Ⅳ 草原・水辺ゾーン

区 域 名	目標草原型	現 況	現況イメージ	目標イメージ	施業実施の考え方
① 上池周辺 0.5ha	- チガヤ草原 - 草原性動植物の定着 - 水生動植物の定着	- チガヤ草原にオミナエシ、キキョウ、カワラナデシコなど草原性植物が定着している。 - 上池内にヒメガマ、スイレメンなどの水生植物の定着およびパンなどの水鳥やタモロコなど魚類、トンボ類などの水生昆虫といった水辺の生き物が定着している。 - 増えすぎたスイレメンについては、毎年除去を行っている。		- 草原環境、水辺環境を一体として整備することにより、草原性動植物、水生動植物など生き物の多様性に富んだ環境が創出された区域。 - 下草刈（チガヤ刈払含む）0.50ha×5ヶ年（令和5～9年）	- 草原・水辺環境の整備、保全の要否を見極めるため、定期的（週1回以上）に巡視する。 - 巡視、整備、保全に当たっては三木山サポーターとの連携により実施する。 - ススキ、チガヤ等草原植物は定期的に刈り払いおよび補植、移植等を実施する。 - 草原性の植物は、毎年補植する。 - 特定外来生物（ブルーギル、ウシガエル、アメリカザリガニなど）の駆除を行う。 - 侵入する外来種（アレチノヌスビトハギ、アレチギク等）を人力で駆除する。 - 生物多様性保全と上池橋の保全を考慮した水量管理を行う。
② 下池周辺（中の島を含む） 0.7ha	- ススキ草原 - チガヤ草原 - 草原性動植物の定着 - 水生動植物の定着	- ススキ草原、チガヤ草原にオミナエシ、キキョウ、カワラナデシコなど草原性植物が定着している。 - カヤネズミの生息地として保全している。 - 下池内にツルヨシ、セキショウ、フタなどの水生植物の定着およびタモロコ、トンボ、ナマズなどの水生動物が定着している。 - 冬季に水鳥が飛来する。 - を設置した。		- 草原環境、水辺環境を一体として整備することにより、草原性動植物、水生動植物など生き物の多様性に富んだ環境が創出された区域。 - 下草刈（ススキ刈払含む）0.70ha×5ヶ年（令和5～9年）※ススキは一部高刈りと併せ2回刈り	- 草原・水辺環境の整備、保全の要否を見極めるため、定期的（週1回以上）に巡視する。 - 巡視、整備、保全に当たっては三木山サポーターとの連携により実施する。 - ススキ、チガヤ等草原植物は定期的に刈り払いおよび補植、移植等を実施する。 - 草原性の植物は、毎年補植する。 - 特定外来生物（ブルーギル、ウシガエル、ミシシippiaアカミミガメなど）の駆除を行う。 - 草原性および水辺性植物の種を採取調整し、区域内に播種床を造成して、補植用苗木生産を行っているが、この苗木を草原・水辺での補植用に活用する。 - 生物多様性保全と洪水発生時の危険防止を考慮した水量管理を行う。
③ 水路（上池～下池） 0.1ha	静やかに流れる常水のある湿地環境	- 上池と下池を結ぶ水路に24カ所の仕切りを設置することで、連続した流水のある湿地を造成し、水路にトチカガミ、タコノアシ、ノハナショウブなど湿地性植物を導入した。 - 湿地環境の出現でアカガエルの産卵、スジエビの繁殖などが見られ、水生生物が多数見られるようになった。		- 上池と下池を結ぶ水路をなだらかな流れの常水と湿地性植物を導入することにより湿地環境が創出された区域。 - ニホンアカガエルのオタマジャクシや、コオイムシ、ヤゴなど多数の水生昆虫が生息する水辺環境の創出された区域。 - 刈払 0.10ha×5ヶ年（令和5～9年）	- 湿地環境の保全状況を見極めるため、定期的（週1回以上）に巡視する。 - 巡視、整備、保全に当たっては三木山サポーターとの連携により実施する。 - 湿地性植物は巡視結果に基づき、適期に補植、移植等を実施する。 - 水路内外に外来生物（タテバチドメグサ）の侵入が見られるので、徹底的に駆除を行う。 - 生物多様性保全を考慮して、常に水を枯らさないように水量管理を行う。

※ 草原・水辺ゾーンの管理については、別に定める「三木山森林公園生物多様性戦略」に基づき実施する

Ⅴ 林縁育成ゾーン

区域名	現 況	目標イメージ	施業実施の考え方
園内各所	- 平成16年度から林縁の保全を図った結果、園内各所でススキやササ類の生育が回復し始めている。 - 一部で、ササ類による遊歩道への侵入が見られ、通行に支障が生じ始めている。 - 平成20年度より一部の林縁でススキ草原やチガヤ草原として生物の多様性を富ませるための環境づくりを行っている。	- 以下の役割を持たせるために林縁の形成を図る。 ①風を減速させ、直射日光をさえぎり林内の乾燥を防ぐ。 ②空間の多様さによる、様々な動植物の生息場所 ③動物の避難の場としての役割 ④様々な動植物の分布区域の拡大や移動路 - ただし、来園者の安全や通行に支障のない範囲で行う。	- 刈り取りの停止により、林縁の自然回復を図る。 - 刈り取りの停止で林縁の回復が十分でない場合には、埋土種子を含む森林表土の撒きだしによる林縁の育成を図るとともに、地域周辺の生育地よりススキ、チガヤ等草原性の植物を移入、補植することにより定着を図る。 - 林縁に定着化を図った草原性植物のエリアは、30～50mの林縁を確保できれば、昆虫の成育域としても保全を図る。 - ササ類の回復で通行に支障が生じた林縁部は、一部刈り取りを実施する。

5 森林施業計画集計表（5年間）

年度	ゾーン区分	Ⅰ 保全ゾーン						Ⅱ 準保全ゾーン										Ⅲ 利活用ゾーン						Ⅳ 準・水辺環境ゾーン			計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③		
		ゾーン面積																										
		0.5	5.2	2.3	2.0	2.5	1.8	4.5	0.7	3.1	1.8	1.8	4.7	3.2	4.0	4.2	0.4	2.5	2.5	3.1	1.4	0.3	1.5	0.5	0.7	0.1	65.3	
5	作業種	1	刈払い																0.0	0.10					0.30	0.70	0.10	1.00
		2	下刈り																									
		3	林相整備									0.10		0.20				0.20	0.10			0.10	0.10					0.80
		4	竹林整備	0.03				0.04							0.20	0.31		0.10										0.38
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																0.20									0.20
		年度内合計	0.03				0.04				0.10		0.20	0.20	0.31		0.30	0.10	0.30	0.10		0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	2.88	
6	作業種	1	刈払い								0.20								0.0	0.10					0.50	0.70	0.10	1.10
		2	下刈り												0.10												0.10	
		3	林相整備							0.0	0.10		0.20	0.10			0.20	0.10		0.0		0.30	0.10	0.10			1.40	
		4	竹林整備	0.03				0.04						0.20	0.31		0.10											0.38
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																0.20								0.20	
		年度内合計	0.03				0.04			0.30	0.10		0.20	0.40	0.31		0.30	0.10	0.40	0.10	0.30	0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	3.78	
7	作業種	1	刈払い								0.20								0.0						0.50	0.70	0.10	1.60
		2	下刈り												0.10												0.10	
		3	林相整備							0.0	0.10		0.20				0.20	0.10		0.30		0.10	0.10				1.20	
		4	竹林整備	0.03				0.04						0.20	0.31		0.10											0.38
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																0.20								0.20	
		年度内合計	0.03				0.04			0.30	0.10		0.20	0.30	0.31		0.30	0.30		0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	3.48			
8	作業種	1	刈払い								0.20								0.0	0.10					0.50	0.70	0.10	1.80
		2	下刈り												0.10												0.10	
		3	林相整備							0.0	0.10		0.20		0.10	0.20	0.20	0.10				0.10	0.10				1.20	
		4	竹林整備	0.03				0.04						0.20	0.31		0.10											0.38
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																0.20								0.20	
		年度内合計	0.03				0.04			0.30	0.10		0.20	0.30	0.31		0.20	0.50	0.10	0.30	0.10		0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	3.78
9	作業種	1	刈払い																0.0	0.10					0.50	0.70	0.10	2.10
		2	下刈り												0.10												0.10	
		3	林相整備							0.10	0.10		0.20		0.10	0.20	0.20	0.10				0.10	0.10				1.00	
		4	竹林整備	0.03				0.04						0.20	0.31		0.10											0.38
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																0.20								0.20	
		年度内合計	0.03				0.24			0.10	0.20	0.10		0.20	0.30	0.1	0.50	0.10	0.30	0.10		0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	3.78	
合計	作業種	1	刈払い																0.50	0.40					2.50	3.50	0.50	8.80
		2	下刈り												0.40												0.40	
		3	林相整備							0.10	0.30	0.50		1.30	0.10	0.20	0.20	1.00	0.50	0.0	0.30	0.30	0.50	0.50			5.60	
		4	竹林整備	0.15				0.20						1.00	0.35		0.50											1.80
		5	高木・巨木 （枯れ）																									
		6	低林管理 （枯れ）																									
		7	低木林管理																1.00								1.00	
		合計作業量(ha)	0.15				0.40			0.10	1.0	0.30		1.30	1.60	0.25	0.20	1.90	0.50	1.60	0.70	0.30	0.50	0.50	2.50	3.50	0.50	17.70

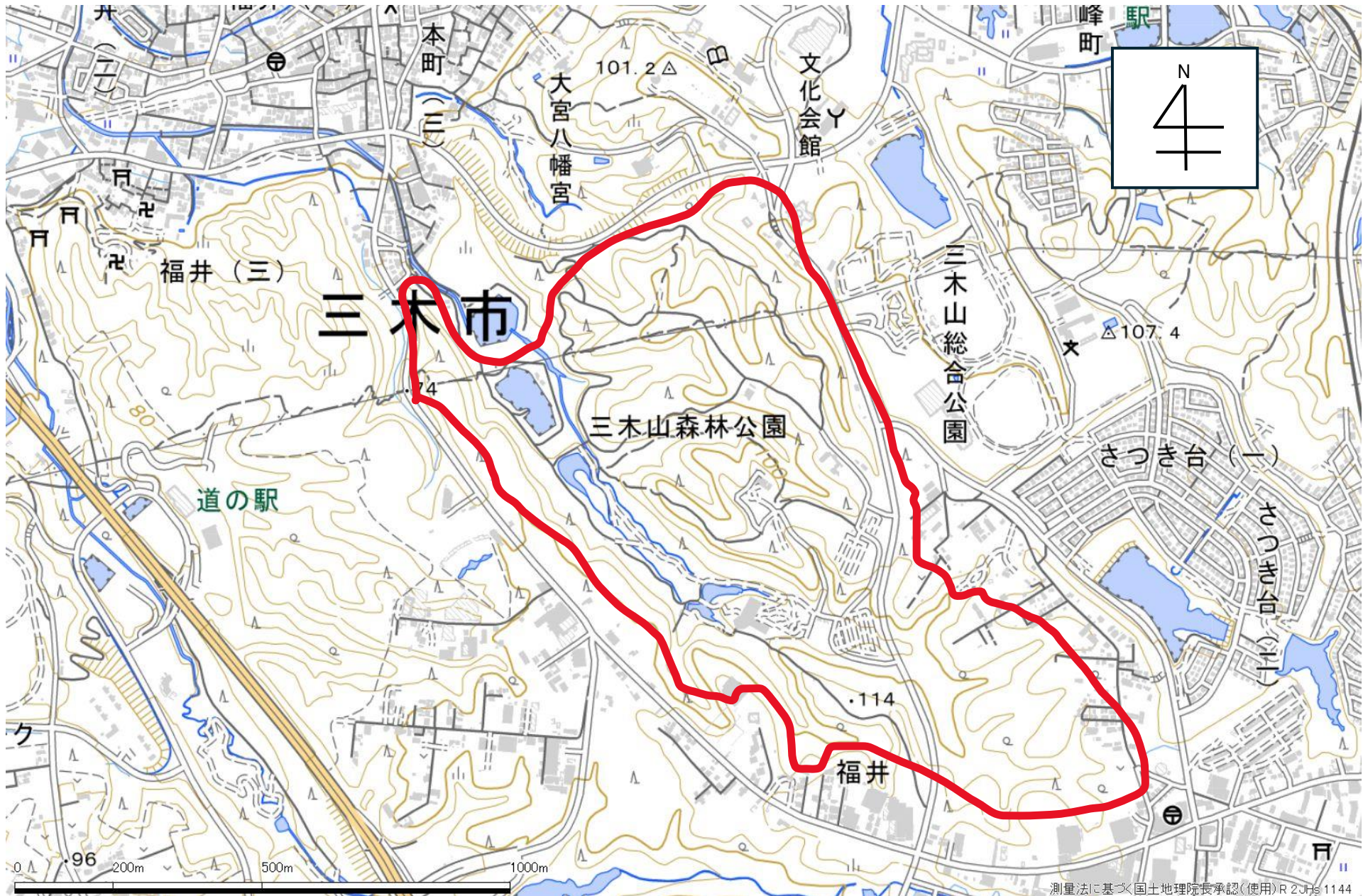
※林縁部の育成については、散策路等の刈払い時に留意して実施
 林床管理については、施業目標及び施業内容に記載する希少植物等の保全を図る
 休止中の「高齢木間伐」と「低林管理」については、林内の状況によって再開する

作業種について

森林保育計画の作業種ごとの施業方針、目的は下表を基本とするが、状況により、来園者の安全や生物多様性等に配慮した適切な施業を実施するものとする。

作業種 番号	作業種	作業目的						施業方針・目的
		来園者の 安全	景観向上	林内への 誘導	種の多様 性の保全	貴重種の 保護	病虫害予 防・駆除	
1	刈払い	◎	◎	◎	○	○	○	① 森林の見通しと足下の安全を確保し、林内へ散策者等利用者を誘導する。(連絡道・園路は原則年1回以上実施) ② 植栽木の育成をはかる。(ササ類の侵入が著しい場所を中心) ③ 選択的下刈りによりタツナミソウ、スミレ類等里山特有の生物多様性の保全をはかる。(繁茂状況に応じ原則人力施工)
2	下刈り	○	○	○	◎		○	① 照度をコントロールし下層植生の維持増殖等、生物多様性の保全を図るとともに病虫害の蔓延防止をはかる。
3	林相整備	◎	○	○	○		○	① 目標林型に誘導するために、疎外因子となる樹種を除去する。 ② 照度をコントロールして、下層植生の維持増殖を行い、生物多様性の保全をはかる。 ③ 歩道沿いなど、倒伏等の危険のある枯損木を除去し、利用者の安全を確保する。 ④ 枯れ枝などを除去し、利用者の安全をはかる。 ⑤ まつくい虫被害木を早期に駆除して、病虫害の蔓延防止をはかる。
	林縁部の 育成			○	◎	○		① 散策者の林内へ誘導する場所以外は、原則としてタツナミソウ、スミレ類等里山特有の生物の保全を図るための配慮を行う。 ② 鳥類等の保全を図る必要のある場所は、原則下刈りを控える。
	林床管理		○	○	◎	○		① 「生物多様性」、「園内貴重種（特に下層植生）の保護」および「根系の保護」を目的とする。 ② 計画書に記載する貴重植物の保全に留意し、下刈り等の環境改善の作業は全て人力で行う。 ③ 踏圧防止策を講じる、導線の変更、立入禁止のサイン（自然のもの、人工物）等も導入する。 ④ 限定的に、マツタケやアマタケ等のキノコ類の発生を促す作業も導入する。 ⑤ 散策者の休憩、団らん、観察等で林内を利用してもらう快適な箇所の整備（癒しの休憩所等整備）
4	竹林整備		○	○	○			① 面積については現状維持とし、これ以上広げないようにする。 ② 本数の目安を1畳の広さに1本として調整伐を行う。伐採後は、クラフトや公園管理等に有効利用する。 ③ 園内のメダケについてはイベントでの活用により、減少傾向のため当分の間、伐採は控え、個体数を増やす。
	補植		○					① 補植に使用する草本、木本の苗木は、園内自生の実生苗の移植や、園内で採取した種子から育てた苗を移植することを原則とし、これができない場合は、遺伝子的に近縁である県内産苗木を使用する
5	高齢木 間伐 (休止)	○	○		○		◎	① 病虫害に罹る恐れのある大木を間伐し、健全な森林へ誘導する。 ② 植栽木、中低層木、下層植生の日照を遮り、植栽木の生育や森林の更新を妨げている大木を間伐する。 ③ 来園者の安全や、伐倒による周辺施設、植栽木等の損傷の防止に最大限の注意を払って実施する。
6	低林管理 (休止)				◎		○	① 皆伐による林地崩壊・土砂流出を防止するため、極力、安定した緩斜面を選んで実施する。 ② 皆伐・植栽後の生長が見込める地味のある箇所を選定する。 ③ 根株からの萌芽が見込まれる箇所を除いて、森林の後継樹となる樹木や、実のなる木などを植栽する。 ④ 植栽後は、極力早期に成林するよう、保育を実施する。(植栽木や萌芽枝の誤伐に注意する)
7	低木林 管理		◎	◎			○	① コバノミツバツツジの純林化を目指し、上層木を除去する。 ② 上長成長しすぎた株については、中段切りを実施する。 ③ ところどころに、来園者の休憩場所となる、木陰を創す。

兵庫県立三木山森林公園 位置図



Mikiyama

兵庫県立三木山森林公園

兵庫県立三木山森林公園管理事務所

〒673-0433 兵庫県三木市福井字三木山2465-1

TEL0794-83-6100 FAX0794-83-6779

開園時間／午前 9:00～午後 9:00

休 園 日／毎週水曜日(祝日にあたるときは翌日)

URL <http://www.mikiyama.net>

森の文化館

総合案内所・音楽ホール
多目的ホール・会議室A
展示ホール・森の風美術館
森のレストラン



県道神戸・三木線

八幡谷

ピクニック広場口

正門

うぐいす谷口

鶯谷

地藏口

福井

中池
(調整池)

奥池
(水源池)

ポケット広場

ススキ草原

下池

ポケット広場

大芝生広場

きのこ型の
あずまや

ポケット広場

上池

上池橋

森の小劇場

森のバーベキュー広場

イベント広場

森のクラフト館
工作室

茶室(成蹊閣)

トンボ池

香りの広場

つつじの小道

ウッディ広場

ヤマモモの辻

森のクラフト館
工作室

展望休憩舎

どんぐり谷口

三木市浄水場前

三田線

三木市浄水場前

三田線

三田線

三田線

三田線

三田線

三田線

三田線

三田線

森の研修館

研修室・会議室B

ユニバーサルトレイル
(車いす、ベビーカー通行できます)

WC AED オムツ交換所 授乳室

オストメイト対応WC 自動販売機

レストラン 駐車場

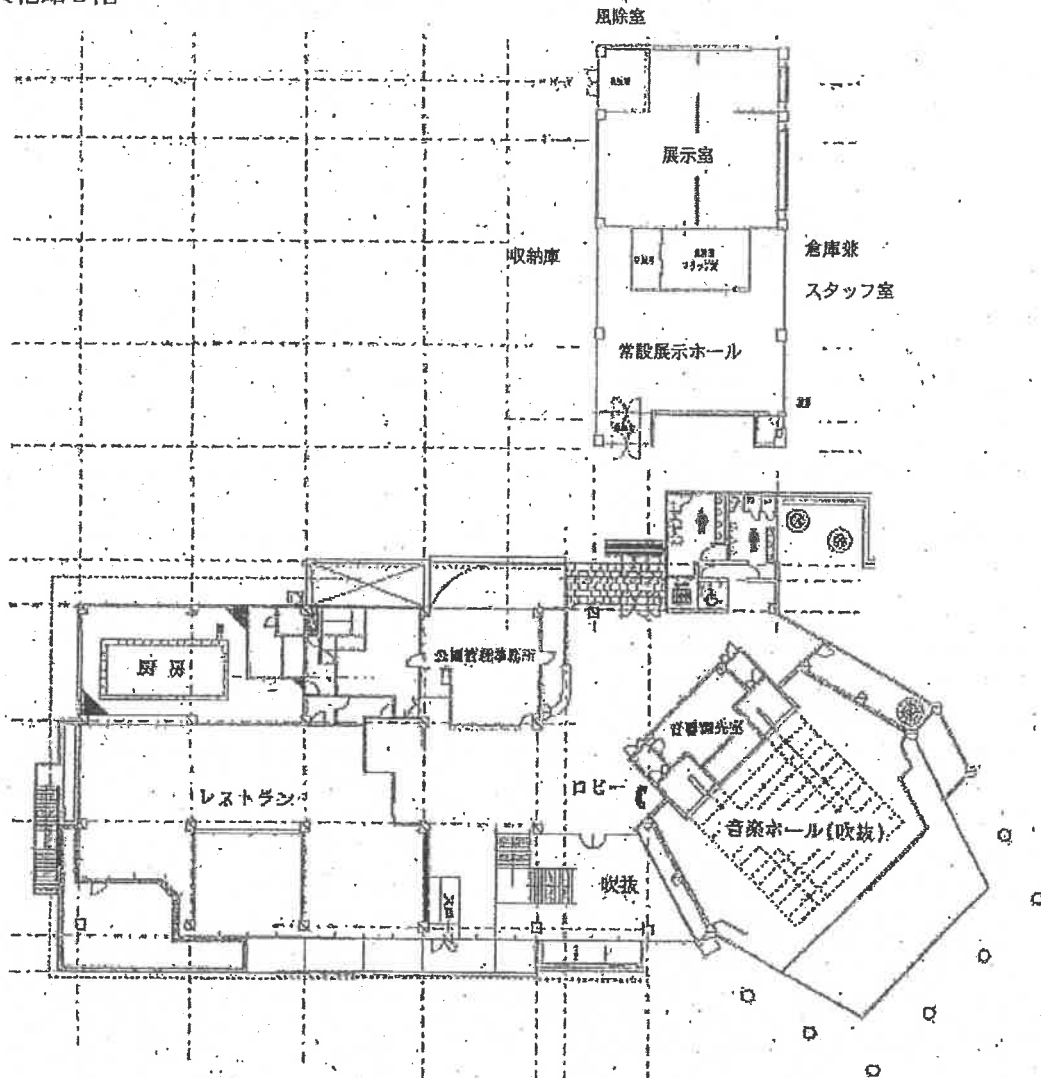
ハイキング
コース

県市道

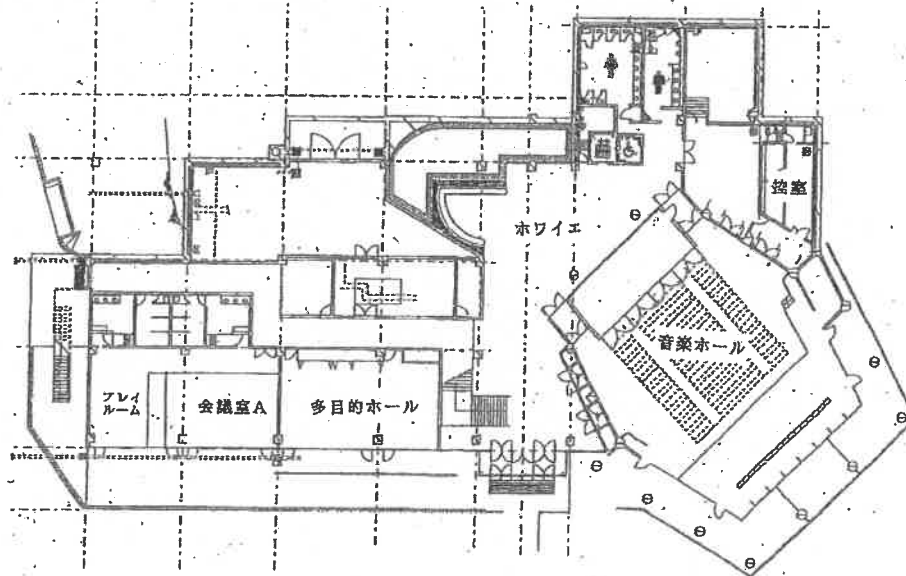
距離表示

県立三木山森林公園 施設平面図

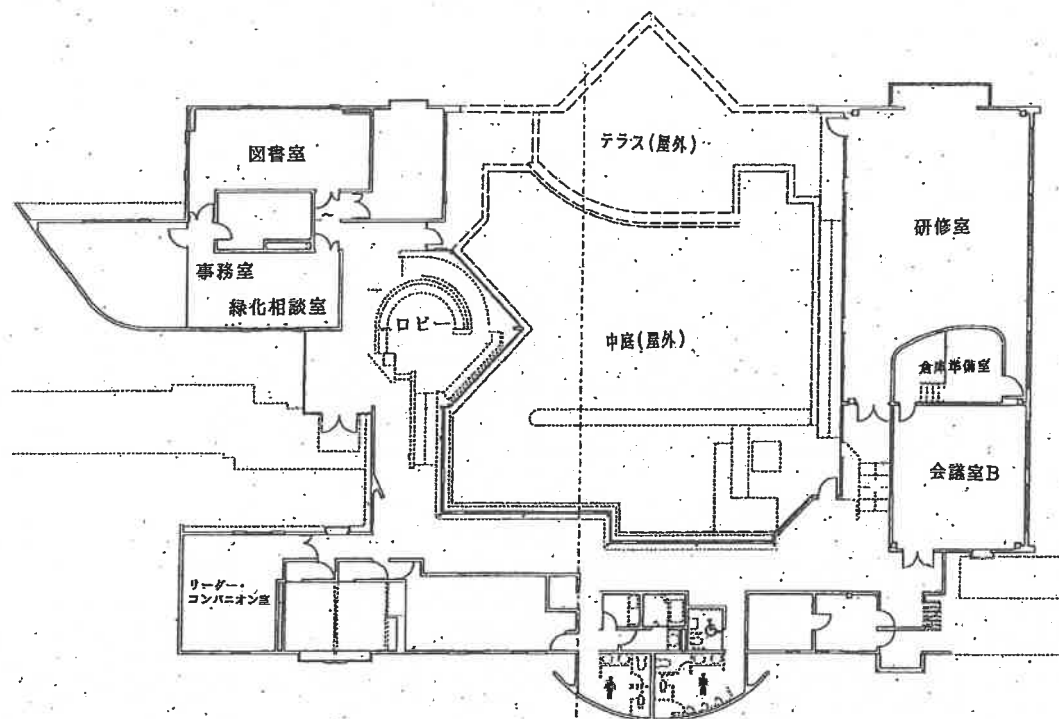
●森の文化館 2階



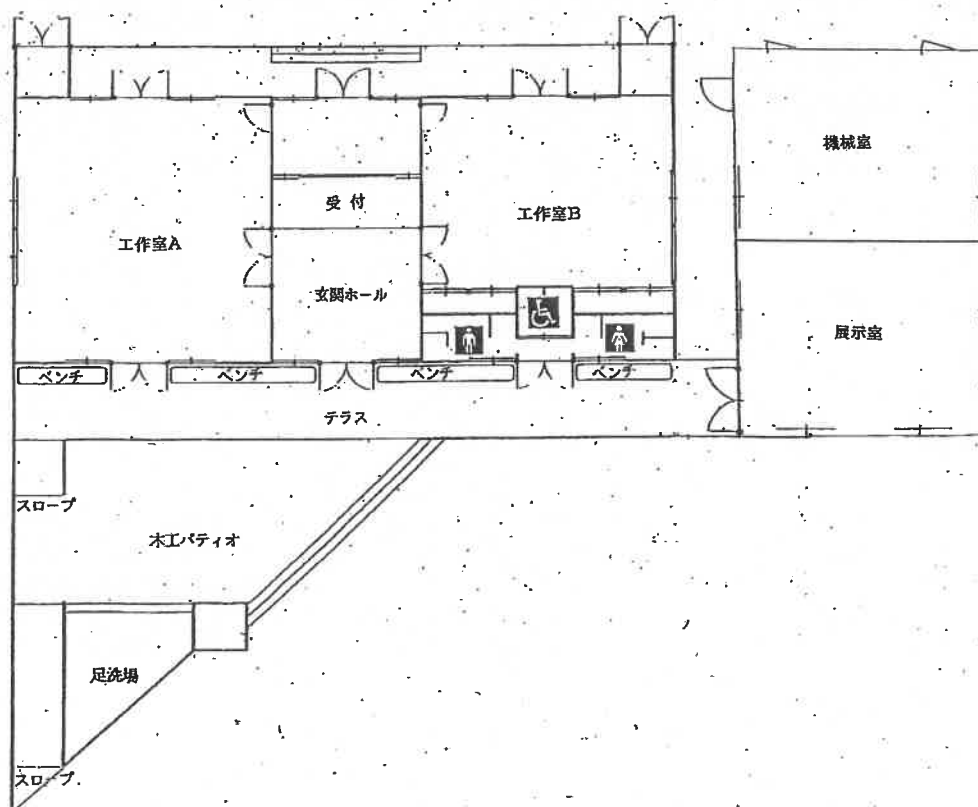
●森の文化館 1階



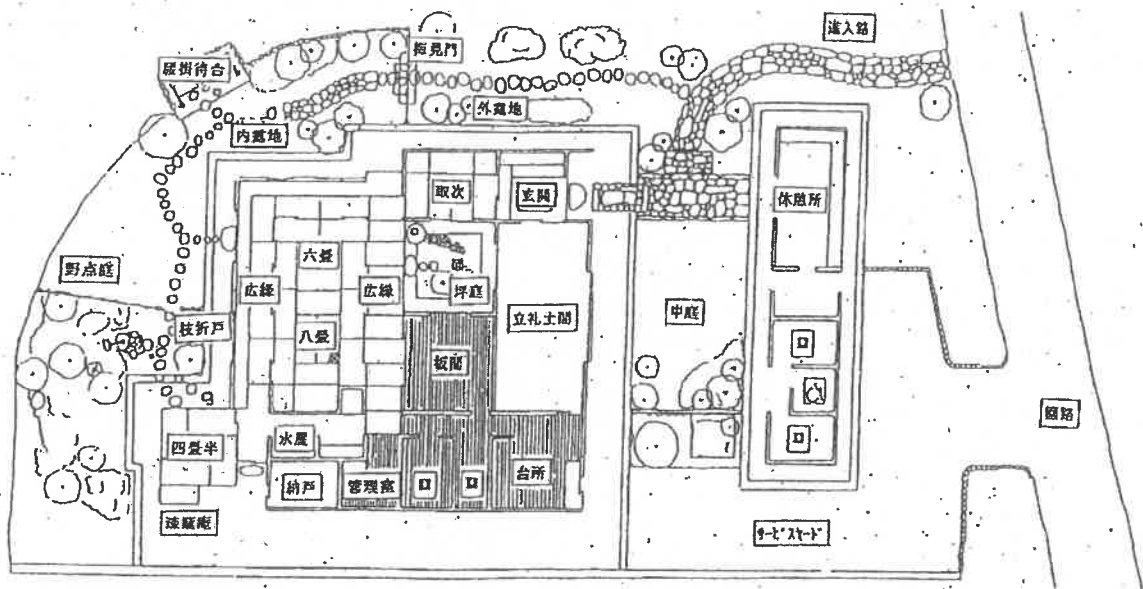
●森の研修館



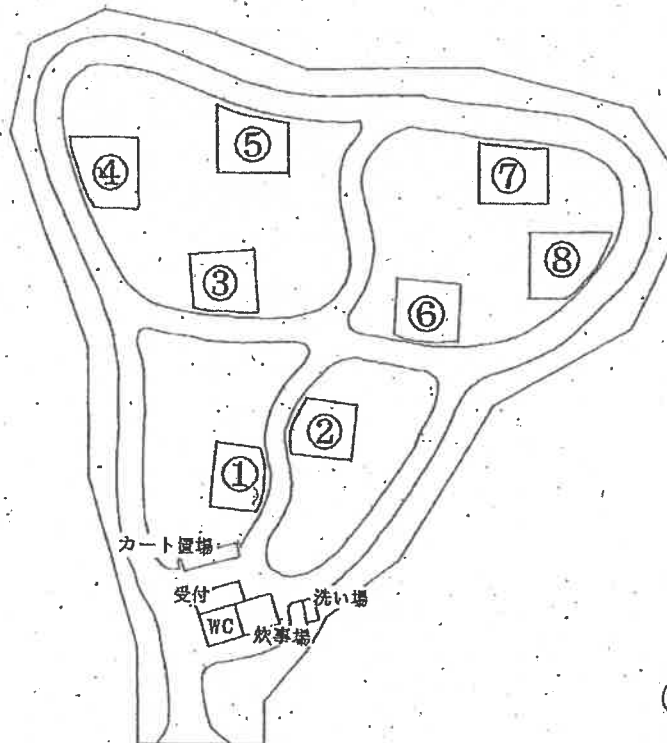
●森のクラフト館



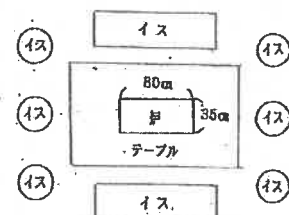
●森の茶室



●森のバーベキュー広場

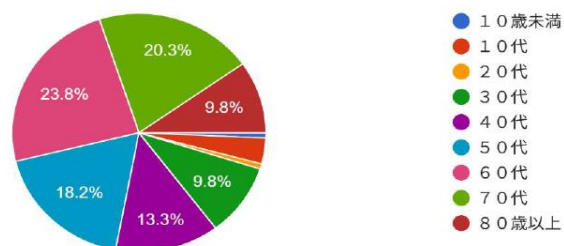


サイト概略図



令和7年度来園者アンケート（146件）

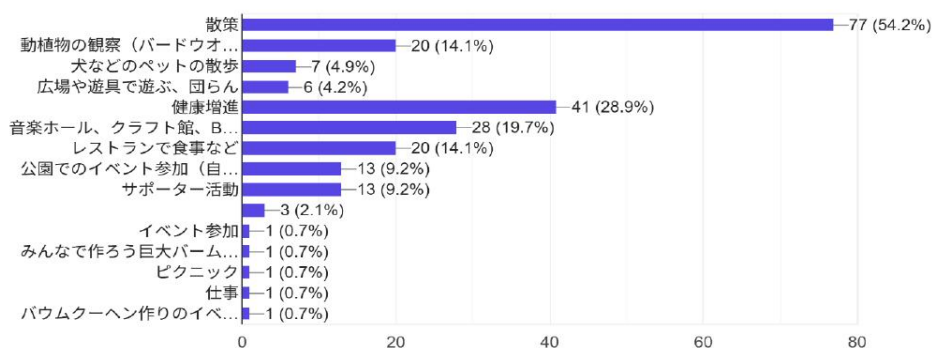
ご年齢は
143件の回答



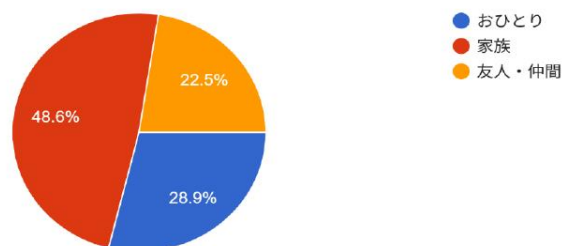
どちらからお越しですか
142件の回答



ご来園の目的（複数回答可）
142件の回答

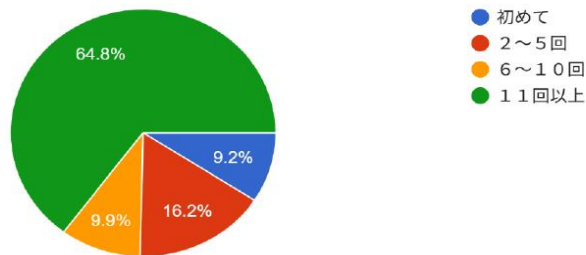


どなたと一緒ですか
142件の回答



何回目のご来園ですか

142 件の回答



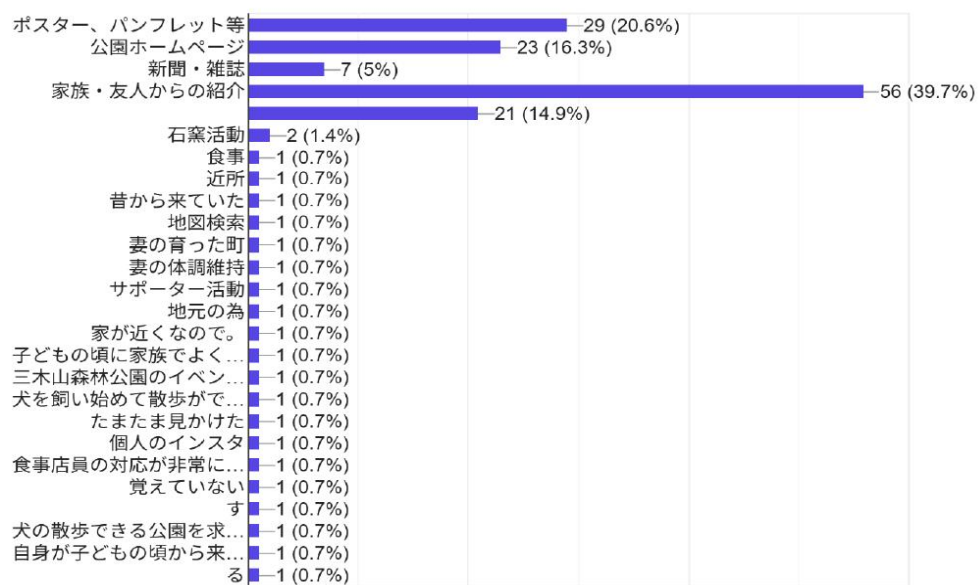
ご来園の頻度は

142 件の回答



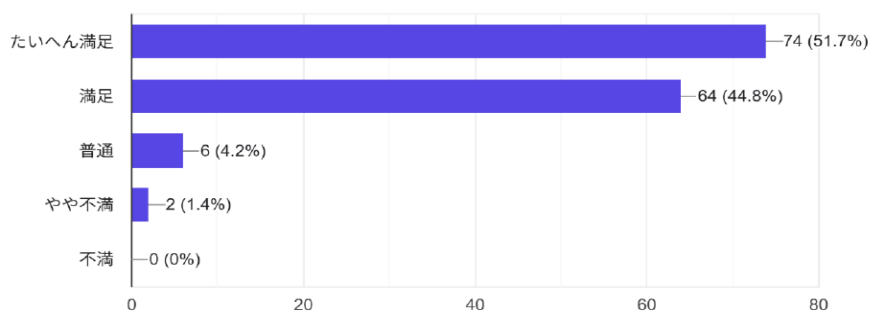
ご来園のきっかけは（複数回答可）

141 件の回答



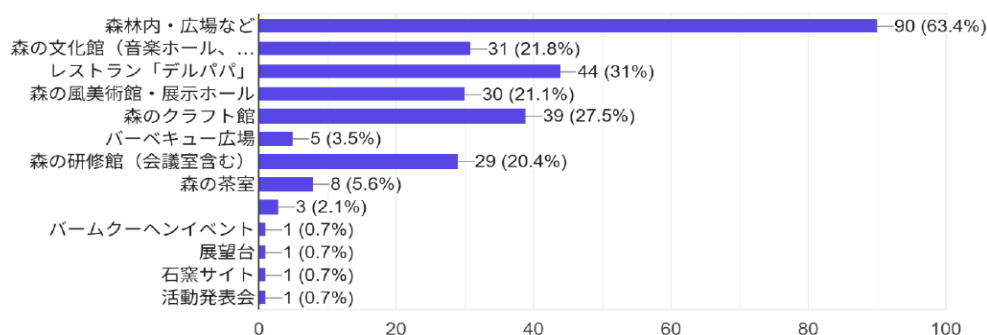
公園を利用してみて

143 件の回答



利用された施設は（複数回答可）

142 件の回答



公園（施設含む）を利用してお気付きの点があればお書きください

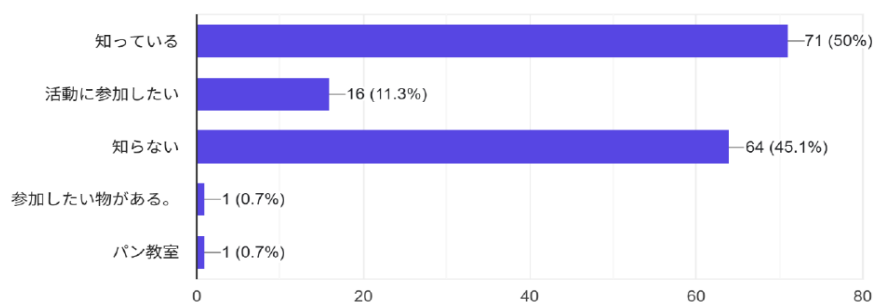
53 件の回答

- セミが鳴いているので、夏を感じる。
- 受付のかたが親切です。
- 空いている広場スペースに季節の花植えてください。季節の移り変わり感じるのも風流です。
- 大満足です
- とても綺麗で使いやすい
- メインの通路が雨で土が流れてしまい石ばかりで凹凸がひどくて歩きにくいです
- 綺麗に整備されています
- 広いわりに職員がいないので、訪ねる人がいない
- 緑多くとてもよく整備されていて雰囲気が最高に癒されます。
- 意図的ではないにしても遊歩道において小さなゴミが気になります。
- 森の文化館ロビーで管理事務所の職員と会うとみなさん挨拶してくれる素晴らしい気持ちが良いも
- どんぐり谷を歩きたい
- 隅々までよく手入れされてます
- どんぐり谷を通行出来るよう早く改善して
- どんぐり谷の開放とクヌギの不安への解消
- 飲料自販機が森の研修館から無くなって不便になった
- ドングリ谷の通行止めの解除をお願いします
- 問題なし
- 綺麗な自然が良かった。

- 第一駐車場からピクニック広場への散策路に、犬のフンが放置されているのを何回か発見しました。
こちらの歩道の方にも注意看板の設置をしていただければと思います。
- サークル 活動のPRをしてほしい。
- 自然を楽しむために来ているのにタバコを吸う方がいる。
- 加古川には、このような施設がなく、こちらは道具等も整ってますので助かります。
- レトランの天ぶらか油でべったりしている
- 園内放送は不必要だと思います。誰も聞いていないと思うし、せっかくの静寂がやぶられます。
- いつもきれいに管理いただいて感謝です。気持ちよく利用しています。 クラフト館も昔から大好きで、私が子どもの時もいろいろ作らせてもらってましたし、子どもも2~3回工作体験させてもらっています。これからも続けてほしいです。
- どんぐりの丘？どんぐり広場？でしたか、いつになったら通れるようになるんでしょう？広い公園なのに勿体ない！宜しく願います。
- どんぐり谷の早期通行止を解除
- どんぐり谷への道の整備 願います
- 公園がとても綺麗
- 綺麗
- 閉鎖している森林はもう2年以上閉鎖のままですよね。人が散策しないと益々荒れていくのではと心配です。県の経費がないのですか？斎藤県政の問題ならできるだけ早く解決をお願いします。
- 通路を歩くのにキャストに絡むゴミが邪魔です。
- 教室が、公園であるのをもっと知りたい
- 公園内の上池から下池迄の小川にもう少し多く水を流して欲しい
- 自然が豊かで落ち着く。またゆっくり来たいです(小5娘と母)！
- 自然が保たれていて素晴らしいです。友人は、神戸からわざわざ犬の散歩に来ることもあります。私は、近くにこんな素晴らしい公園があってありがたいです。
- 犬連れの人が多いので、ドッグカフェがあると嬉しいです
- グランドゴルフ施設 有料で欲しい
- たのしい
- いつも 森林浴が、出来て 素晴らしい公園だと思います。子供さんの利用が、少ない様に感じます。
子供さんたちに認知度が上がるように イベントなどを工夫されたらどうかなと思います
- 山の中を散策してるのですが草木が覆っていたり雨の日には何本もの細い丸太の所が滑りそうで怖いです。その他の所はいつも訪れる度に綺麗にされていて気持ちが良いです。職員さんはいつも挨拶をして下さり気持ち良いです。今年はコスモスが散歩を楽しませてくれました。
- 散策路の土が挟まっているのが解消されていて歩き易くなっていた
- 草や木のネームプレートがあればと思います
- スタッフの方がすごく親切でした。
- 音楽のはっぴょうかい
- ドッグランを作って欲しい
- 駐車場入り口の遮断機について。一旦停止の表示がありますが、横断歩道の手前に設置するのが本来の姿ではありませんか？出口の方はそうなってますよね。
- 大変と思いますが、手入れが行き届いていると感じました
- 山歩きをしています、時たま1人で歩いていると不安になることがありますが、安全でしょうか？
- クラフト館で体験できる工作の種類がもう少しあればと思います。難易度がもう少し高いやつなど。
- 木を囲むようなステージがありますが、座わるには苔が生えたように緑色ですし、楠の下には身が落ちて座るのに拭き取りが必要です。掃除担当の方はいらっしゃらないのでしょうか？
- とても綺麗でした。

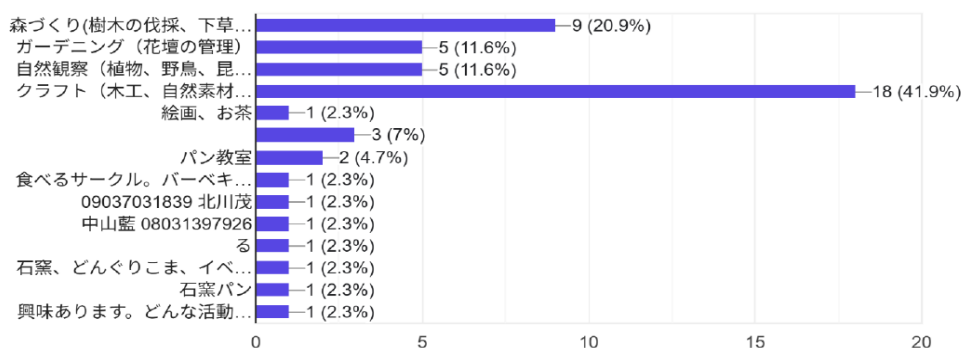
三木山サポーター（公園ボランティア）をご存じですか（複数回答可）

142 件の回答



「活動に参加してみたい」と回答された方へ ※ ...その他欄に電話番号とお名前をお書きください。

43 件の回答



ご協力いただきましてありがとうございました。 ...意見・感想などがございましたらご記入ください

41 件の回答

- のんびりと公園内の散策が出来ていい
- 花とハーブを展示してほしい
- オートバイの乗り入れがあります、規制が必要では？
- 来る度解放感と清々しさを感じ元気をもらっています(^_^)V もらっ
- これからも家族で遊びに来たいです。
- 素晴らしい施設に満足😊💫 ですがデルババのメニューでシニア向けのメニューが高過ぎる!?
- 山道を犬と散策できる素敵な公園で週末ごとに遊びに来ています。ひとつ、クラフト公園近くの駐車場付近に猫のエサが沢山落ちていたのが少し不衛生で気になりました。
- 三木市に転居して20年、犬を飼い始めて7年毎日利用させていただき感謝です。スタッフの皆さん大変ですが森を守ることは人を守る人や動物の心を育てます。健康に留意してこの素晴らしいお仕事を続けて下さい。
- 人と自然の調和を大切にしている点が素晴らしいと感じました。又、美しい自然の風景が見られるので、良い風景写真を撮影するのが特に素晴らしいと感じました。
- 綺麗な公園でとても満足です。タバコを吸う方がいなくなればもっといいのに...
- 良い時間をありがとうございました

- 三木山森林公園が大好きです。ただ歩きに行くだけの利用がほとんどなのですが一番ほっとする公園です。外周の散策路が再開されるのを期待しております。いつもありがとうございます。
- 自然がいいね。
- クラフト館をほぼ毎週利用させていただいている。私の様な常連の利用が多いが、家族連れや子供の利用でもっと賑わってほしいと思っている。
- 自然を使った、アスレチックなどあれば嬉しいです。
- レストランの宣伝は近隣エリアへも広めてみては？レストランをきっかけに来場者は増えると思いますよ。
- 無料駐車場があり 非常に良い
- いつまでもあってほしいです。
- 久しぶりに来てとても楽しかったです。ありがとうございました。
- 素敵な道を歩けました ありがとうございます
- レストラン内、施設内等、スマホの電波が入らない
- 公園全体としては管理が行き届いていて、とても過ごしやすく思います。いつもありがとうございます。
- 通行止めのエリアを早く解放して欲しい
- クラブサークルの紹介を一般の人に理解出来るように公表して欲しい。
- スタンプラリーや謎解きなど、ピクニックに対する宣伝など、なにか暇つぶしになるような来園のきっかけもあると、さらに多くの年代の方が訪れる場所になると思います。たまにしか来れませんが、また期待です。
- 黒板や魚釣りや色塗りなどが置いているのも面白いと思いました。！！
- キャンプ用の薪をまた売ってほしい
- バームクーヘンがとても美味しく、子供達も楽しんでおりました。素晴らしい時間をありがとうございました。
- バームクーヘン美味しかったです！
- バウムクーヘン作り、みなさんと協力しておいしいものが作れ、大満足です！ありがとうございました！
- バームクーヘン作りに参加させていただきました。とても楽しく、貴重な経験をさせていただきました！準備から運営まで、ほんとうにありがとうございます！次回があればまた参加したいです。したいです。
- 巨大バームクーヘン焼きに参加しました。色々な生活の知恵を勉強させて頂きました。とても良かったです。ありがとうございました。
- また、巨大ハンバーガー作りたいのでまた開催してほしいし、森のクラフト館でやる工作イベントを増やしてほしい
- バームクーヘンを作ってみて、とても大変でしたが、最後にバームクーヘンをお腹いっぱい食べられて嬉しかったです。(小5娘より) バームクーヘン作り、ずっと前から興味があり、森林公園であるを知り嬉しかったです！早速娘と参加！皆で外で作り楽しいひとときでした♥自分達で作ったの、とてもおいしかったです！！スタッフの皆さんありがとうございました👏素敵な経験となりました！！(母より)
- 巨大バームクーヘン、とっても良い体験をさせて頂きました。来年も申し込みさせていただこうと思います！
- バームクーヘン作りに参加しました楽しかったです！！
- 普段の細やかな整備をありがとうございます。これからも通わせていただきます。これからも通わせて
- バームクーヘンのイベントに参加しました。とても楽しませてもらいました。
- ごはんもおいしくクラフトもお安く楽しく大満足でした！
- 今日は竹やぶに侵入者を発見！怖かった。

令和6年度 外部評価シート

施設名	兵庫県立三木山森林公園	指定管理期間	令和4年度～8年度(5年間)
指定管理者	公益社団法人ひょうご農林機構	選定方法	公募

1 評価項目ごとの評価(対象期間:令和4年～6年)

評価項目	評価
維持管理業務	清掃及び設備保守管理については、県が定める管理水準を超える内容で実施している。 令和4年度から令和5年度に実施したアンケート(令和6年度はアンケート対象外)によれば、次のとおり高い評価を得ている。 ・屋内の清潔さ: たいへん満足・やや満足の平均 約 98% ・屋外(トイレ)の清潔さ: たいへん満足・やや満足の平均 約 90% 来園者の大多数が清掃状況に満足していることが確認できる。 要修繕箇所への対応も適切であり、施設の異常による事故は発生していない。 日常的な巡回により林内の状況および危険箇所を的確に把握しており、危険木等が確認された際には、来園者等の安全確保を最優先として、優先順位を踏まえた計画的な伐採等を実施している。これらの取組により、安全確保に向けた適切な管理運営が行われていると評価できる。
運営業務	職員・スタッフの対応については、令和4年度から令和5年度に実施したアンケート(令和6年度はアンケート対象外)によれば、たいへん満足・やや満足の平均が約 98%である。日々の業務推進ができており、来園者への接遇について、ほとんどの来園者が満足していることが確認できる。 イベントや環境体験学習等の実施回数は、公園サポーターとの連携により、次のとおりほぼ計画どおりである。 ・令和4年度: 54 回(計画 59 回) ・令和5年度: 63 回(計画 64 回) ・令和6年度: 61 回(計画 62 回) また、「施設全体の満足度」に関する令和4年度から令和5年度のアンケート調査では、たいへん満足・やや満足の平均が約 98%である。 園路沿いにおける修景の一環として、在来野草を用いた花壇植栽やツツジ等の低木植栽に取り組み、生物多様性を楽しめる景観づくりに努力している点は評価できる。また、これらの取り組みは森林公園の特性を生かした魅力向上にも寄与している。 一方で、公園がこれまで蓄積してきた森林整備や生物多様性保全に関する取り組みについて、来園者がより興味を持てるような情報発信の工夫には改善の余地がある。 30by30 やネイチャーポジティブなど、生物多様性の重要性を分かりやすく伝える展示物を、来園者の目に留まりやすい場所に増設するなど、情報提供の充実が望まれる。 令和6年度アンケートによれば、2回以上の来園者が 76%を占めるリピーターの多い公園であり、課題が顕在化していないとも考えられるが、初めて訪れる来園者にも理解しやすい情報提供が求められる。全体の利用者数を増加させるため、SNS やホームページをより一層効果的に活用し、新規来園者の獲得に向けた取組が期待される。

利用状況	来園者数は毎年 50 万人を超え、安定した入園者を確保しているものの、近年は減少傾向にあり、令和4年度と令和6年度を比較すると約7%減少している。 異常気象の増加や環境体験学習への参加児童数の減少などが影響していると考えられ、コロナ禍以前から続く全体的な来園者数の減少傾向が示唆される。一方で、利用者満足度が高くリピーターが多い点は評価できるが、今後は既存のリピーターを維持しつつ、新規来園者の獲得につながる取組の強化が求められる。 来園者の分布は県内各地に及んでいるが、三木市内が約 18%、隣接市町が約 54%（令和6年度アンケート）であり、近隣からの来園者が半数以上を占めている。今後は阪神間への広報の強化に加え、単なる「近くて訪れやすい公園」ではなく、「森林公園としての魅力」を伝えるため、来園者の立場に立った分かりやすい情報発信を工夫する必要がある。 また、現在取り組んでいる「企業の森づくり」参画企業との連携をさらに強化し、企業と協働した広報・情報発信を通じて認知度向上を図ることが期待される。さらに、森林整備や生物多様性保全など、森林公園ならではの特徴的な取組に関する情報発信の充実や、公共交通機関での来園がより促進されるよう、地元自治体や企業等と連携した交通アクセス環境の整備を進めることで、近隣地域に加えて県内外からの幅広い来訪者を呼び込む努力が求められる。 令和4年度から令和6年度における有料施設の稼働率は、リピーター利用の多いクラフト館が約 98%、森の文化館の主要施設である音楽ホールが約 45%と、50%近い稼働率を確保している。一方、茶室は約 14%と低く、利用率向上に向けた抜本的な取組が課題である。 ※稼働率＝利用件数÷貸出可能件数（施設利用可能日数×3時間帯）×100 茶室の利用率が低い理由として、①駐車場から施設までの距離が長く高齢者が利用しにくいこと、②利用者の多くがロコミによるものであり、施設の知名度が低いことが考えられる。
収支状況	令和4年度以降、利用料金収入は計画を上回る数字を記録している。これは、平成 29 年度から令和2年度において利用料金が計画に達しなかったことを受け、適正な計画設定や計画達成に向けた新たなサービスの向上、利用促進を図った結果である。
運営体制	予算の範囲内で 15 名のスタッフを配置し、支障なく運営している。危機管理マニュアルを整備し、消防訓練も年2回実施している。森林整備や生物多様性保全等の事業に必要な専門性を確保し、質の高い管理運営を継続するため、計画的な人材育成と技術向上が求められる。
その他	レストランと密に意見交換を行い、魅力の向上や新規利用者の確保に向けた取組を積極的に進めており、この連携体制は集客面でも有効であるため、今後も継続が望まれる。 また、公園は加古川流域におけるジーンバンクとしての役割も果たしており、生物多様性の保全に資する点は評価できる。 一方で、園内の森林は高木化が進み、遷移が進行している状況にあることから、生物多様性の維持・保全に向けて、低林化の取組をさらに広げることが求められる。

2 残りの指定期間における改善点

来園者数は年間 50 万人近くを維持しているものの、近年は減少傾向にあり、目標である 60 万人に達するためには、周辺施設との差別化や積極的な情報発信など、さらなる工夫と取組が必要である。 これまで SNS 等を活用した情報発信に取り組んできた点は評価できるが、閲覧数の向上や情報拡散に協力する利用者の増加を図るため、一層の工夫が求められる。その一環として、森林公園の特徴を生かした大型モニタメントの設置など、話題性を創出する取組を検討することも有効と考えられる。これにより、認知度の向上と新規来園者の獲得が期待される。 今後は、森林公園の特徴である森林整備や生物多様性保全の取組をさらに強化するとともに、その価値を効果

的に伝えるため、情報発信の方法を見直し、普及啓発の充実を図ることが重要である。こうした取組を通じて、公園としての魅力を高め、より価値の高い公園づくりを進める運営が望まれる。

3 次期公募に向けた検討課題等

- 1 施設の老朽化への対応
老朽化した施設について、修繕計画を明確化し、優先度を踏まえた計画的・効率的な実施が求められる。
- 2 情報発信の強化
(1) SNS 活用の幅を広げる取組を進めること。
(2) 話題性を備えたイベントを企画・実施すること。特に、森林整備、生物多様性保全、草原・水辺環境の復元などの取組によって得られた知見や、公園が有する多様な自然環境は本公園の大きな魅力である。これらを分かりやすく解説するイベントは、本公園ならではの強みを活かした取り組みであり、魅力的な催しとして積極的に展開していくことが望まれる。
(3) 魅力的なイベントを通じて、参加者による SNS 発信を促し、情報拡散による認知度向上と新規利用者獲得につなげる仕組みを構築すること。
- 3 公園の特徴を活かした管理業務の方向性
通常の植栽管理に加えて、森林整備や生物多様性保全、草原や水辺環境の復元などの取組が含まれている。これらは公園の特徴を形成する重要な要素であり、効率的で持続可能な管理を進めることが望まれる。
- 4 森林景観の魅力向上
利用者目線で魅力ある森林景観を創出するため、枯死木撤去後の植生回復方針を明確に示し、市民団体等と連携した活動計画を策定するとともに、来園者への分かりやすい情報提供を通じて自然資源の価値や魅力を発信していくことが求められる。
- 5 光熱水費の高騰リスクへの対応
広大な管理エリアを事業者負担としているため、料金高騰による支出増大のリスクを踏まえた対応策を検討すること。
- 6 レストラン事業者の安定確保
立地条件により事業者確保が難しい状況を踏まえ、安定的な運営を可能とする方策を検討すること。
- 7 環境学習支援の強化
環境学習を実施するにあたり、生物に精通したボランティアを養成する必要あり。
自然博物館的な機能を有する学習フィールドとして、地域において重要な役割を担う本公園の特徴を生かした環境学習支援の強化が期待される。その一環として、生物に精通したボランティアを育成できる体制を整備し、来園者に分かりやすい学習支援を提供できる仕組みを充実させることが望まれる。
- 8 自然共生サイトへの登録と企業連携の拡大
自然共生サイトの認定を受け、企業との連携を拡大し知名度を上げていく。
自然共生サイトの認定取得を目指し、公園の生物多様性の価値を明確化するとともに、企業との幅広い連携を推進し、地域内外への認知度向上と協働の機会拡大を図ることが望まれる。
- 9 地域連携の強化
市内施設を結ぶ周遊バスの運行など、広域的な回遊性を高める取組を周辺地域の関係者と連携して検討することにより、地域全体の魅力向上と集客効果の増進につなげることが望まれる。

(参考)兵庫県立三木山森林公園外部評価委員

氏 名	主な役職	備 考
武田 義明	神戸大学名誉教授	
田村 和也	株式会社里と水辺研究所 主任研究員 NPO 法人 こども環境活動支援協会 理事	
石丸 京子	兵協・尼協・阪神共同体 尼崎の森中央緑地パークセンター 生物多様性チーフコーディネーター	
東方 利之	株式会社神戸新聞社 北播総局長	

北村 健	NPO 法人三木自然愛好研究会 理事長	
多田 和樹	ひょうご森のインストラクター会 社支部	
長池 陽作	三木市産業振興部 観光振興課長	
湯浅 洋司	三木市観光協会 事務局長	